

市 民 福 祉 委 員 会 会 議 録

招 集

平成31年3月15日（金）午前10時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）西川 章 三 （副委員長）伊藤 ひろえ
奥岩 浩 基 尾沢 三 夫 土光 均 戸田 隆 次
前原 茂 又野 史 朗

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【市民生活部】朝妻部長

[市民課] 佐小田課長 森課長補佐兼総合窓口係長

[生活年金課] 池口課長 高森課長補佐兼年金医療係長

[保険課] 渡邊課長 景山主査兼収納係長 池口課長補佐兼保険総務係長

柴田保険業務係長 永野健康推進室長

[市民税課] 安田課長

[固定資産税課] 宮松課長

[収税課] 影岡課長

[環境政策課] 高塚次長兼環境政策課長 岩根課長補佐兼環境計画係長

山川課長補佐兼環境保全係長

[クリーン推進課] 田子課長 山内課長補佐兼廃棄物対策係長 田中生活環境係長

片山主任 本郷主任

【福祉保健部】齊下部長

[福祉政策課] 大橋次長兼福祉政策課長 中本課長補佐兼企画係長 山崎主幹

井原主任

[福祉課] 谷野課長 森井保護第三係長 増田主幹

[障がい者支援課] 仲田課長 福田計画支援係長

[長寿社会課] 奥谷次長兼長寿社会課長 足立課長補佐兼介護給付係長

塚田課長補佐兼介護予防係長 田村介護保険料係長

[健康対策課] 清水課長 仲田課長補佐兼健康企画係長

藤原課長補佐兼健康支援係長 田中主幹

【こども未来局】景山局長

[こども相談課] 橋尾課長 松原総合相談係長 白鳥家庭児童相談室長

[子育て支援課] 湯澤課長 長尾課長補佐兼子育て政策係長

小乾課長補佐兼子育て支援係長 茅野課長補佐兼児童青少年係長

出席した事務局職員

先灘局長 安東主任

傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 門脇議員 田村議員 矢田貝議員 渡辺議員
一般6名 報道関係者1人

審査事件及び結果

- 議案第9号 米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第10号 米子市手話言語条例の制定について [原案可決]
- 議案第11号 米子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第12号 米子市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第13号 米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 陳情第28号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める陳情書 [不採択]

報告案件

- ・後期高齢者医療の保険料均等割軽減特例の見直しについて [市民生活部]
- ・米子市災害廃棄物処理計画（案）の概要について [市民生活部]
- ・介護保険料における低所得者の負担軽減強化について [福祉保健部]
- ・すみれ保育園閉園に係る経過報告について [福祉保健部]
- ・「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定について [福祉保健部]

~~~~~

## 午前9時59分 開会

○西川委員長 ただいまより市民福祉委員会を開会いたします。

本日は、12日の本会議で当委員会に付託された議案5件、陳情1件について審査をいたします。

初めに、陳情第28号、後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める陳情書を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出者、鳥取県社会保障推進協議会の大谷輝子さんに来ていただいておりますので、早速説明をしていただきたいと思います。説明はわかりやすく簡潔にお願いいたします。

それでは、大谷さん、お願いします。

○大谷参考人 おはようございます。

連日、お疲れさまでございます。きょうは、こうして趣旨説明の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

後期高齢者の医療費窓口負担、これの1割を何としても守っていただきたいという陳情で、代表は鳥取大学名誉教授の藤田安一先生でございます。私に趣旨説明をっていうことになりましたのは、私が今、ことし82歳でございます。後期高齢者の対象だから、あんたが行くのがいいだろうという皆さんの御意見がありまして。

後期高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続ということで、高齢者の尊厳を守るのを

求める陳情の趣旨説明をさせていただきます。

2018年12月20日に経済財政諮問会議が決定しました新経済・財政再生計画改革工程表2018で、医療・福祉サービス、その他もごさいますけれども、医療・福祉サービス改革、給付の負担の見直しで、医療では後期高齢者の窓口負担原則1割を2割に、介護では要介護1、2の保険外しやケアプランの有料化などを検討課題にしました。これは、第115回社会保障審議会医療保険審査会の医療保険部会で、高齢者の所得、国民全体も含めて、10数年前から見ても、本当に収入は回復していない。特に高齢者は、食費の節約、交際費の節約をしているところまで波及するのでよくないという意見が出されておりますけれども、これに関したものです。

そうした中で、私が本当に心配しますのは、政府が2019年度の社会保障関係費、これを実質的に削減します。厚生労働省が当初求めたのは、6,000億円の社会保障関係の自然増でした。国民が強く願う、サービスを引き上げるのではこれはありません。高齢化が進んでサービス対象者がふえたことにより、自動的に増加する部分です。しかし、政府の予算では4,800億円しか認めなかったのです。国民の負担増と医療、介護の切り捨てをさらに迫ることにならざるを得ないのではないかと。

こうした社会保障関係費の削減は、毎年のように行われてきました。唐鎌真義立命館大学教授によりますと、安倍政権発足以来、2012年、高齢者1人当たりの社会保障給付金を100といたしますと、わずか3年間、2015年の間に95に落ちた、10万円低下した。年金は93になって、11万8,000円も引き下げられましたと言われております。1割負担の今でも、医者に行けない。治療の中断や受診の抑制、検査を控え、薬を減らすなどの状況がお医者さんのアンケートで明らかになっております。特に年金生活者への影響が危惧される。7割以上のお医者さん、歯科医師さんが反対されています。アンケートは、県全体では123ですが、米子は12です。

私は、数日前から御主人が入院されている方、昨年から介護保険料と医療費の負担が多くてどうにもならなくなった、生活ができない、市に何とかしてもらえないでしょうかと相談を受けています。介護、入院、通院にかかる費用が約10万円を超えています。家賃、保険料、公共料金を払ったら、全部見せていただきましたけども、生活できないという悲鳴、これはね、決してぜいたくな生活をしてらっしゃいません。本当に質素に、自分も大変ですけど、御主人を介護していらっしゃいます。私自身が4カ所の医療機関にかかっておりますので、治療にも通っておりますので、その苦しさ、切実さが本当によくわかります。もし入院したら私は払えるのかしらというふうに思っています。憲法25条の最低にして文化的な生活を保障するに反する実態だと思います。

この方よりもっと低い年金の方がたくさんいらっしゃいます。この方々、約お二人で23万円ちょっと上がるぐらいです。高齢者の生活実態を無視した高齢者の医療の2割窓口負担なんて、本当にとんでもないことです。つらくても医者にかかるな、生きるなど言っているのと同じです。この声をぜひとも国に上げていただきたいと思えます。

後期高齢者医療制度は社会保障の制度です。国庫負担をふやし、本来は国の責任で完全に無料にするべき制度です。私たちは運動で一時完全に老人医療の無料化をさせました。財源は、税の集め方と使い方を当たり前、正常にすればできます。466兆円もためこんでいる大企業に、安倍政権下で純利益を大幅にふやしているのに何兆円も減税しています。

大企業は利益の10%が税ですが、少なくとも中小企業並み、18%に税率を引き上げるだとか、それだけでも4兆円が、税収がふえると計算されております。また、アベノミクスによる株高で資産を5倍にもふやしています。富裕層、超大株主から当たり前に税金を払ってもらったら、1兆円は超えると言われております。

もう一つ、F35戦闘機を147機も買っている。こういう本当に兵器の爆買いをやめ、軍事費を減らし、国民の健康と命、高齢者の尊厳を守ることを優先する。政治の責任は、人間らしく生きることを保障するのが憲法25条や13条の幸福追求権を保障すること、ここにはっきりと示されております。この当たり前のことを、本当に国に要求していただきたいと思っております。これは高齢者の命だけでなく、米子を元気にし、平和な中で誰もが安心して暮らせ、経済発展、米子の再生につながる道だと私は確信しております。どうぞ、戦前戦後、今日をつくった高齢者に北風ではなく太陽の政策で、本当に笑顔を保障していただきたいと思っております。

ありがとうございました。

**○西川委員長** 説明は終わりました。

参考人に対して、質疑ありませんでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** この陳情書の中のことで、二、三お伺いします。

この中で、中ほどのところで、ひとり暮らしの高齢者の約半数は生活保護基準を下回る生活をするというふうにあります。これは米子市に対してですか、全国的に見てということとか、どちらか。

それからもう一つは、これ、根拠というかデータは何をもとに、どういったデータがもとになってるかということをお伺いします。

**○西川委員長** 大谷輝子さん。

**○大谷参考人** これは全国のデータです。この陳情を提出しました、社保協と簡単に言っておりますけれども、ここは医療機関も参加しておりますしね。例えば、民医連が、医療機関が保険証がなくて、77人の人が払えなくて亡くなったと、受診できなくて。そういうようなデータも本当に細かく集めておまして、それに基づくものでございます。

それから、もう一つは何でしたか。

**○土光委員** これのデータというか、根拠を。

**○大谷参考人** データはそういうところで調べております。

それと、きょう、資料を、失礼かと思いましたが、国保への公費負担増を求める地方団体の提言っていうのを出示しておりますけれども、こういう要求をするためには、地方団体も本当に根拠をちゃんと調査しております。その調査に基づいて、やっぱり国の責任を求めるということで、きょう、具体的な数字をここに持ってきておりませんが、そういうものをもとにしております。

**○西川委員長** 土光委員、よろしいですか。

土光委員。

**○土光委員** もう一つ。あと、その続きの文章で、高齢世帯の27%が貧困状態にありまるとありますが、まず、この高齢世帯というのは、ひとり暮らしの高齢世帯という意味なんでしょうか。それから、27%は多分全国的に見てということだと今のお話からわかり

ました。

これ、貧困状態はどういう状態を具体的に意味してるんですか。

○西川委員長 大谷輝子さん。

○大谷参考人 御存じだと思いますけれども、協会けんぽと、それから国保の場合は、例えば倍半分ですよ。それで、生活保護以下の、私はいろんな方の、特に高齢者の相談が、認知症ですとかそういう方々の相談が、今、議員ではありませんけれども、電話がかかってきたり頼まれたりして相談に乗っていますけれども、10万円以下、国保の場合は特に低いんです。そういう実態が強いんです。それで、女性が男性に比べて大変多いです。特に女性は、本当に臨時ですとか非正規の労働で働いてきた人が圧倒的に多いです。ですから、私が今回、さっき言いました方は御夫婦で、御主人の年金が相当多いんですけれども、奥さんの年金は1カ月3万5,500円なんですよ。だから、そういうことから想定しますと、女性のほうが長生きいたしますので、5年以上、ですから、そういう点では、本当に女性が深刻な状態にあるっていうことは数字の上でも出ておりますので、きょう、本当はそういう数字を皆さんにお示しすることが大事だったかと思っておりますので、必要ならまた届けたいと思います。よろしいでしょうか。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 私が聞いているのは、別の言い方をすると、高齢世帯の定義が知りたいです。何をもちょう高齢世帯と言っているのか。

それからもう一つは、貧困状態、例えば子どもの貧困とか言われるときに、何か平均収入の半分以下を貧困状態と定義していたり、そういうふうにここも解釈すればいいのかどうかということです。

○大谷参考人 そういう意味です。

○西川委員長 大谷さん。

○大谷参考人 そういうことです。子どもの貧困もそうですけれども、高齢者の場合は特に。

○土光委員 それからもう一つ、高齢世帯とは何を言っているんでしょうか。大体、高齢世帯というのは、定義は何なんですか。

(「高齢者しかおらん世帯。」と声あり)

○大谷参考人 高齢者。

○土光委員 世帯だから、例えば高齢者と。

○大谷参考人 後期高齢者は75歳でしょう。

○土光委員 だから、その75歳以上だけの世帯ということですか。

○大谷参考人 いや、そうじゃないです。

○土光委員 だから、それはちょっと。

○西川委員長 大谷さん。

○大谷参考人 70以上。その他が含まれているかどうかの細かい数字については、私、きょう持ってまいっておりませんので、ですけれども、これは確かな団体の調査に基づくものですので、そこは御理解いただきたいと。資料が必要でしたら。

○西川委員長 前原委員。

○前原委員 済みません、私が指名されましたので。陳情を出されたわけですから、それ

を裏づける資料がなければ、我々はどう考えても、例えば先ほど土光議員が言われました、ひとり暮らしの高齢者の約半数だと簡単に書かれてますけども、これはどこのデータ、いつの、どこから出したデータかっていうのをまずいただきたい。それから、この27%が貧困状態にあるって言いますけども、このデータの根拠も知りたいんですけども。それが正確なものが出せなければ、ちょっと私は審査できないと思うんです。

○西川委員長 大谷輝子さん。

○大谷参考人 それについて、ぜひ前もって求めていただくとよかったなと私は思いますけれども、皆さんが。でも、想像していただくことはできると思います。年金の金額は議員の皆さんは御存じだと思います。特に国民年金や基礎年金がどんなに低いか、生活保護以下の。生活保護の場合だったら保険料もなし、医療費もただ、交通費もただですからね。そういうことを考えますと、10万円以下の年金の人たちというか、私自身の実感からいえば、20数万円以下の人たちというのは本当にね、数字を見ても深刻な状態っていうのを示せて言われれば示せます。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 ちょっと私の質問の関連で今、話がなっているので、ちょっと私、これに関する質問の意図というか、具体的なデータ云々はやはり示してほしいというんだったら前もって言ったほうがいいというふうに、だから、今この場ですぐ具体的なデータを示せないからといって、私は特にどうこうという気はありません。ただ、基本的にこういった状況が、大ざっぱな説明でもいいですけど、これこれこういう根拠に基づいてる、それがわかれば私はオーケーです。

○西川委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 ないようですので、参考人に対する質疑は終結いたします。

ありがとうございました。傍聴席にお戻りください。

次に、賛同議員から説明を求めます。

石橋議員。

○石橋議員 日本共産党米子市議団の石橋佳枝です。大谷さんが随分述べられましたので、重ならないようにしたいと思っております。

後期高齢者のこの陳情に添えられた資料でござらんになったように、一般的には年金で暮らす所得の少ない層が後期高齢者の加入者の層です。2割負担になったら医者には行けないという声が、このアンケートの中にもたくさん書かれております。年をとってくるとぐあいが悪いところがふえて、何カ所も病院に通う、薬もたくさん出て、お薬手帳がないと病院も何の薬を出していいかわかんっていうような状態というのが多いと思います。

昭和48年には70歳以上の高齢者の医療費は一旦無料になりましたが、10年後の昭和58年には老人保健法が施行されて、患者負担が外来1回400円からまた始まっています。徐々にその負担がふやされて、平成13年には定率で1割負担が導入されたという経過がこれまでであります。そして、平成20年には、現役世代や前期高齢者に切り離された別の制度として後期高齢者医療制度が始まりました。後期高齢者医療制度は、医療の必要な、大変医療がたくさん必要な高齢者、でも収入は少ない高齢者、それはこのつけられた資料のこの表もありますけど、これは厚生労働省の後期高齢者医療制度の資料の中か

らとったグラフです。これ見られてもおわかりのように、収入も少ない層です。それだけを区別、差別をする、これは世界にも例のない高齢者いじめ、うば捨て山って始まった当時も言われた制度です。制度を維持するためと言いますけど、これ以上の負担を強いるのは、本当に医療の抑制に、医者にはもう行けんという声がいっぱい出ています。今すぐつながります。でも、高齢者は医者にかからんわけにはいきません。そうすると、普通の生活の中で食事すら切り詰める、そういう暮らしになります。早く死ねと言われていて、こういう声もあります。これは当然無理のないことだと思います。

さっきも言われましたけど、年金は下がり続けて、介護保険は上がり続けて、国保や後期高齢者医療制度の保険料は高いです。その上に消費税が10%に引き上げられようとしています。それで窓口負担が2倍になったら、どうして安心して生きていくことができるでしょうか。消費税は社会保障のためと言われてきましたが、実際には社会保障の予算にはほとんど回っていません。国民の負担がふえています。税金は、先ほど言われましたけど、応能負担で、そして、本当に国民の暮らしや命を支えるところにこそ優先して使われるべきだと思います。高齢者に、本当に苦勞して戦後の日本を支えて働いてきた、私たちも近いわけですが、その年齢に、人生の最終盤の人に、こんなつらい情けない思いをさせないようにすべきだと思います。国に原則1割の維持を求めるこの陳情、切実な市民のこの思いにぜひ応えて、何としても採択していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

**○西川委員長** 賛同議員、石橋さんの説明は終わりました。

賛同議員に対しての質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○西川委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆さんの御意見を求めます。

**○土光委員** ちょっとその前に、当局に質問、質疑をしていいですか。質問、これに関して。

**○西川委員長** これに関しての範疇ですよ。

**○土光委員** そうです、そうです。

**○西川委員長** どうぞ、土光委員。

**○土光委員** 担当課にお聞きしたいのですが、今、この陳情、その中の先ほど取り上げた部分、ひとり暮らしの高齢者の約半数が生活保護基準を下回る生活をし、高齢世帯の27%が貧困状態にあります。これは全国的に見てというふうな文章だというのは確認したんですけど、米子市に関しても、これがほぼ当てはまるというふうに理解していいんでしょうか。把握をしてなければ把握してないでもいいですけど、その辺のちょっと見解というか、お伺いしたいのですが、お伺いしたいのですが、お伺いしたいのですが。

**○西川委員長** 渡邊保険課長。

**○渡邊保険課長** 把握しておりません。

**○西川委員長** よろしいですか、土光議員。

**○土光委員** まあ、してないんなら。

**○西川委員長** じゃあ、討論ですので、皆さんの御意見を。

○**戸田委員** 採決に向けての討論なんですか。

○**西川委員長** 採決に向けての討論です。はい。どうぞ。

伊藤さんからよろしいですか。

伊藤委員。

○**伊藤委員** 75歳以上ですので、医療機関にかかる可能性も高くなり、非常に窓口負担が多くなるというのは患者さんには大変なことだなど、それは理解をします。しかし、1割負担であっても2割負担であっても、あと8割、9割ということは、国イコール国民が負担ということになっておりますので、世代間の公平性ということの、この原則1割負担というところが2割になる、段階的に2割になるということが、その世代間の公平性からの改正と私は理解しております。将来や、今後人口が減少しますので、子どもたちに負担を先送りすることということは、そこにつながるので、私はこれは採択をしません。

あわせて、この段階的に2割になるということですが、やっぱり今ここに書かれているように、生活保護以下の生活だとか、あと、医療費が負担で生活ができないというようなところは確かにあるかと思っておりますので、やっぱりこの制度とあわせて、生活保護の医療扶助とか、あと、医療費の限度額以上を申請して支払わないというような、ほかの制度も丁寧に説明していただきながら、相談につなげてもらいたいというふうなこともつけ加えさせていただきまして、私は、負担を先送りすることにつながりますので、バランスをとったこの改正には賛成しておりますので、この陳情は採択しないということにしたいと思っております。以上です。

○**西川委員長** 前原委員、よろしいですか。

○**前原委員** 私も採択をしないということで。この議論って、たしか去年の末ぐらいから、12月ぐらいにもう立ち消えになってまして、今は全く国会では論議されてないということだと思います。私、これ確認したんですけども。あと、保険制度自体が、先ほど話の中で、世界に例のない高齢者いじめだという話がありましたけど、保険制度がここまでしっかりしてるっていう国は日本ぐらいしかないんじゃないかなと、アメリカはたしかこういう後期高齢者ってありませんので、この認識の違いっていうのがあるんじゃないかなって、私自身思っています。いずれにしても、この保険制度を維持することが大切なことですので、しっかりこの保険制度を維持しながら、また、国の負担もありますので、理解していただきながら、しっかりこの制度を維持していくということが我々の責任ではないか、後押ししていくことが我々の責任じゃないかと思っておりますので、今回の陳情に関しては採択しないということをお願いします。

○**西川委員長** 土光委員、よろしいですか。

土光委員。

○**土光委員** 採択するということで意見を述べます。この資料で、当事者のアンケートとかで、事情ということで、1割負担が2割負担になるというのは、やはりかなり大きな負担だというふうに思いました。例えば全体の2割だって、2割しか負担しなくていいというふうにも見えるのだけど、当事者にとってみれば、今まで負担1割、で、2割になるということは、今までの負担、要は倍になるということなので、やっぱりちょっとこれは厳しいんじゃないかというふうに思います。

それから、世代間の公平とか、この保険制度を維持というのは、それはありますけど、



この1割負担、2割負担も原則なので、高齢者全員が1割負担とか2割負担とか、そういう議論ではないので、やはり高齢者の部分の一定の収入以下の人がこの原則が適用されるということで、それは私はあってもいいのではないかと。

それからもう一つ、この制度を維持するという意味で考えるならば、やはり予算の使い方というのも視野に置いて、維持というふうに、そういった視点から考えるべきだと思うので、維持するためにある一定の収入以下の人の負担を倍にふやすというのは、やはりちょっと厳しいかなというふうに思って、採択です。

**○西川委員長** 又野委員。

**○又野委員** 私も採択でお願いしたいと思います。資料の中でも、今でも経済的理由により治療を中止する方がおられるという中身がありました。それが本当、倍、2割になれば、さらに受診を控えるという可能性は当然考えられることだと思います。高齢者になれば当然、病院受診、若い人に比べたら多くなるのは皆さん御承知のとおりだと思います。ただでさえ病院の受診が多い高齢者の人が、余計行きにくくなるというのは問題だと思いますので、この陳情は採択でお願いします。

**○西川委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 採択しないというのを前提にお話しさせていただきます。戦後、お話にもありましたとおり、諸先輩方のおかげで我々が平和に暮らして、経済活動させていただいておるわけですが、先ほどお話にもありましたとおり、国のほうでもこちらを決して問題視してないというわけでもありませんし、まだ途中の段階でありますので、現時点では動向を見守りたいと思います。

**○西川委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私も採択をしないという考え方でおります。先ほどの説明の中でも国庫負担の増をというお話があったんですけど、しかしながら、一方、社会ニーズはやっぱり多種多様化しておって、複雑化をしてくれております。そうした中で、先ほど伊藤委員さんにもありましたように、世代間の負担の公平性によることの担保を考えれば、やはりここはそれぞれの相応の負担が適切であろうというふうな観点を私は持っております。そういう観点から、私は採択しない。

**○西川委員長** 尾沢委員、よろしいですか。

**○尾沢委員** 私もこの案件については採択しないと、こういうことでお願いしたいと思います。もう国家財政にしても、地方行政にしても、やはり民生費っていうのはどんどん上がってきておまして、その負担が全国民にかかってくるという、当然のことなんですけど、長寿国になるということは大変ありがたいことですが、やはり自分の身は自分で守っていこうという、そういう考えに国民がなっていかなければならないだろうなど。ますますその負担で国家の運営が厳しくなるなということで、やむを得ずということだと思うんですが、1割が2割、倍になるということなんですけど、9割が8割の負担に国はなっていくということ。それをみんなでカバーしていくんだというのが保険だと思ってるんですね。多少の受益者の負担がふえるというのはやむを得ないことだなというふうに思います。

**○西川委員長** では、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第28号、後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める陳情書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…土光委員、又野委員]

**○西川委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、陳情については採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第28号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。いつものとおり、強く……。

(「いつも委員長。」と声あり)

じゃあ、よろしいですね。そのようにさせていただきます。

じゃあ、石橋議員も席に戻ってください。

次に、議案第9号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

渡邊保険課長。

**○渡邊保険課長** 議案第9号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議運のほうで配られました定例会議案、資料1のほうをごらんいただきたいと思います。5ページ、6ページのところになります。国民健康保険施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の引き上げ、並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割軽減、2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の見直しを行うため、所要の整備を行うものとしたものです。

6ページのほうにかかります。具体的な内容としましては、基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円から61万円へ引き上げる。2つ目としまして、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の対象となる世帯の所得の算定における当該世帯の被保険者数に乘じべき額を引き上げることとして、5割軽減のほうは今まで27万5,000円だったものを28万円に、2割軽減世帯のほうで50万円だったものを51万円にするものでございます。

次に、事前にお配りしました、改正に係る影響額の試算という資料のほうをごらんいただきたいと思います。今回のこの賦課限度額が変更されることによって、どの程度の影響が出るかというものを試算したものでございます。医療分の影響額で3万円引き上げになることに伴いまして、限度超過世帯の数、限度額を超える世帯の数が323世帯から296世帯に減ります。その3万円ふえた部分の影響で、限度超過額自体は930万円減ることとなりますので、保険料としてはそれだけ収入としてはふえてくるということになってまいります。2つ目のほうに最近の限度額の改正状況のほうを上げておりますが、特に医療分については年々引き上げがされている状況にございます。

下段のほうです。軽減基準額の変更につきまして、5割軽減の27万5,000円が28万円に、2割軽減が50万円が51万円に変わることによっての影響額、影響世帯数でございます。上のほうが変更前、下のほうが変更後となっております。これに今回の変更によりまして、新たに2割軽減だった世帯が5割軽減のほうに56世帯移行するという格好になります。2割軽減の世帯は、今の56世帯は減りますけれど、今まで軽減がなされてなかった世帯から100世帯ふえてくるという状況になってまいります。軽減総額とし

ましては約300万円ふえるという格好になりますけれど、この部分につきましては、基盤安定負担金という形で、国、県の補助がついた上で一般会計のほうから繰り入れられるものであり、国保特会のほうへの影響はございません。

3番目、最近の状況としまして上げております。7割軽減のほうは33万円の定額ですと変わりはないところではございますけれど、5割軽減、2割軽減は年々基準額のほうがふえているという状況でございます。

なお、ここで試算した状況でございますけれど、これは31年2月末現在で加入してる被保険者の状況を固定しまして、今の限度額、あるいは軽減の基準額が変わったらどれだけの影響が出るかということで算出したものでございます。

説明は以上です。

**○西川委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

戸田委員。

**○戸田委員** これは、国民健康保険法の施行令の一部を改正するのに準じて改正を行うこととすることですか。その説明がなかったけん、その確認です。

**○西川委員長** 渡邊保険課長。

**○渡邊保険課長** 今回の改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い改正するものでございます。

**○西川委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** あと2点。それを初めに言いならんと、施行令に準じてやっていくんだよってということなんだと。それで今、基盤安定額のほうで一般会計から国保のほうに繰り入れていくんだということだったけど、当初予算で8億9,000万弱組んどったから、基盤安定を、そのうちの幾らぐらいがこれ、見込んでおられるかと、1点。

もう1点は、この改正について、市民に対しての周知はどのように考えておられるか、その辺のところを伺っておきたいと思えます。

**○西川委員長** 渡邊保険課長。

**○渡邊保険課長** 基盤安定のほうにつきましては、軽減総額が今回302万8,000円ふえるというところがございますので、それを加味しての金額となっております。

次に、広報についてでございますが、7月号のほうで保険料のほうの決定についてお知らせすることとしておりますので、その中で案内をさせていただきます。

**○西川委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** その案内の中ではいいんだけど、事前にその周知をするというような考え方はしてないの。4月1日から施行であれば、その通知の中でというか、事前に市民の方々に案内するという方法論は考えておられないんですか。答弁になってない。

**○西川委員長** 渡邊保険課長。

**○渡邊保険課長** 保険料率等についてということで、「よなごの国保5月号」のほうで案内をさせていただきます。

**○戸田委員** 5月号で間に合うの。いわゆる賦課の通知を送られるんでしょうけど、だけど、その前に、4月1日から施行になれば、その対象者の方に事前に御案内をするというような手法もあってもいいじゃないかという、私は述べておるんですよ。その答弁をして

いただきたい。5月でいいんですか、間に合うんですか。

○西川委員長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 保険料のほうですけれど、所得のほうが確定しますのがおおむね6月でございます。それを確認した上で、7月に納付書のほうを送らせていただく流れとなります。対象者となるか否かについては、所得状況が確定するまでこちらのほうも断定ができませんもので、このような手順でさせていただきたいと思います。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 対象者が確定するのは、その所得の額がきちんと確定してからということだな。

○渡邊保険課長 はい。

○戸田委員 じゃあ、その前に、5月に広報紙の中で事前に市民の方々には広く周知をすると、広報周知をするという手続を今考えとるということで了としていいのかな。

○西川委員長 渡邊課長。

○渡邊保険課長 そのとおりです。

○西川委員長 ほか。

又野委員。

○又野委員 この2番目のほうの軽減対象世帯のほうは多分別に軽減されると思いますので、世帯がふえるということで負担が減ってくる世帯が多くなるのでいいと思うんですけども、この賦課限度額の変更のほうですけれども、どういった世帯、どれぐらいの所得のある世帯にこれ、影響が来るものなんでしょうか。

○西川委員長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 国民健康保険のほうは資産割も入っておりますし、加入されてる人数に応じてかかる均等割という部分もございますので、その世帯状況によってまちまちでございます。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 そうしましたら、もし答えれば結構なんですけれども、夫婦と子ども2人世帯とした場合、どれぐらいの所得であったらこの賦課限度額が変更になるんでしょうか。

○西川委員長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 御指定の世帯状況、夫婦2人、子ども2人、夫婦40歳以上で、固定資産税がかかってない場合で想定しますと、約ですけど、所得金額で650万円ぐらいかと思っております。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 650万円ということ、約ということですけども、現在の国保の制度上、低所得者の負担をふやさないようにするためには今回の改正、恐らくいたし方ないと考えております。ただ、650万円程度というのは中間所得層ぐらいになるんじゃないかなと思われま。そうすると、この改正、高額所得者からより多くの負担を基本的にはしてもらうために賦課限度額を上げようとしているものだと思っておりますが、今の制度では、この賦課限度額を上げようとする、中間の所得層にも負担が多くなってしまいう問題が構造上出てきているようです。それは厚生労働省の医療保険部会で、全国市長会からの

意見でもこうあります。国保のこの制度的には、賦課限度額を引き上げないと高所得者層から負担を求めることができないということについては理解ができるところです。そして、一方、子どもの数が多いと負担がふえていくこととなりますので、4人世帯になると、先ほど650万円ってありましたけども、600万円程度の所得で限度額に当たるという現状がありますので、制度的にはここをこれ以上限度額を引き上げていくのは限界に達しているのではないかと考えています。そして、そのため、相当の高所得者の方から適切に保険料を負担していただくためには、現状では一律的な限度額設定になっておりますけれども、所得段階に応じた負担を求めていくということの制度設計をしない限り、現実的な制度上の矛盾は解消できないのではないかと考えております。そして、この制度についての抜本的な見直しということを要請しておきたいと思いと、市長会からこのように厚生労働省の部会で意見が述べられてます。

ちなみに、伊木市長も同様な見解でよろしいでしょうか、市長。

○西川委員長 伊木市長。

○伊木市長 これは全国市長会で要望を出したものですので、そのとおりだと思います。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 ありがとうございます。今回の改正自体は、この制度である以上、いたし方ないと考えますけれども、抜本的な見直し、これが必要であることを申し上げておきたいと思いと。以上です。

○西川委員長 ほか、質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 なしということで、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決するんですけども。ほとんど賛成多数ということで。

○西川委員長 よろしいですね、可決させていただきます。

〔「わからんよ。」と声あり〕

では、議案第9号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○西川委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

市民福祉委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時47分 休憩**

**午前11時31分 再開**

○西川委員長 市民福祉委員会を再開いたします。

市民生活部から2件の報告を受けたいと思いと。

初めに、後期高齢者医療の保険料均等割軽減特例の見直しについて、当局の説明を求めます。

渡邊保険課長。

**○渡邊保険課長** 事前に資料2枚物、ホッチキスどめ2枚物を御用意させていただいているかと思えます。そちらのほうをごらんいただきたいと思えます。

後期高齢者医療の保険料均等割軽減特例の見直しについてでございます。

初めに、概要としまして、「今後の社会保障改革の実施について」を踏まえ、後期高齢者の保険料均等割に係る軽減特例について、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直しを実施することとし、2019年10月から当該軽減特例に係る国庫補助を廃止し、当該後期高齢者の保険料を本則の7割軽減をするものであるというところがございますけれど、ちょっと説明にするに当たりまして、先に今の後期高齢者医療の保険料の計算の仕方について御説明をさせていただきたいと思えます。

紙のほう、2枚目のほうをごらんいただきたいと思えます。中段のほうに2、平成30年度の算定方法ということで記しておりますけれど、後期高齢者の保険料は、所得割、前年中の所得から計算する部分と均等割、1人当たりが現在4万2,480円ということになっております。上記2つを足した上で軽減というものを適用して、適用があった場合には減額とし、そして年間の保険料を算出しているところがございます。そして、この軽減のところがございますけれど、これが②のほうに説明してございます。

現状でございます。9割軽減、基準のほうは、基礎控除額33万円を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下、その他各種所得がない世帯ということで、この場合、均等割額が9割軽減される、要は1割部分で済んでいるという状況でございます。

8.5割軽減、基礎控除額33万円の所得金額を超えない世帯のうち、先ほど言った9割軽減に該当しない世帯、こちらのほうは8.5割軽減、要は1.5割部分を負担していただいております。金額としては6,372円ということになります。ほかに5割軽減、2割軽減というものがございます。

今回変更となりますのが、この9割軽減、8.5割軽減のところでございます。9割、8.5割ということで説明のほうはさせてもらっておりますが、これは本則7割軽減に対して、国のほうの補助が9割であれば2割、8.5割であれば1.5割割り増しして軽減されているという状況で現在されておるところでございます。現在該当してる米子市の方についてですけれど、人数につきましては、9割軽減は4,463人、済みません、記載はしていませんけれど、9割軽減が4,463人、8.5割は4,933人というところがございます。この9割軽減、8.5割軽減が、今度7割に特別措置が外れて、戻るというところがございますが、9割と8.5割とで今後の流れに違いがありますので、1枚目のほうに戻っていただいて、説明のほうを続けさせていただきたいと思えます。

現行の9割軽減の対象の方については、この10月から介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給により、7割軽減となったにしても基本的には負担増とならないことから、10月から軽減特例、2割の上乗せ分が廃止されます。このため、平成31年度においては、10月までは9割、それ以降が7割ということで、31年度としては通年で8割軽減という扱いになり、2020年度以降には、既に国庫負担が廃止されることから、本則の7割軽減となります。このことから、具体的には、そこの表にありますように、30年度が9割軽減で4,200円の保険料、31年度は8割軽減となって8,400円、2020年度以降は本則の7割負担軽減となって、1万2,700円の保険料ということになります。

ただ、今、保険料、ちょっと比較のためにお話をさせていただきましたが、後期高齢者医療の保険料は2年ごとに見直しされることになっております。2020年度、2021年度の保険料はまだ決まっておりませんが、比較のために現在と変わらない4万2,480円としての試算ということで数字のほうはつくらせていただいております。

次に、②、現行の8.5割軽減対象の方については、こちらは年金生活者支援給付金の支給対象でないことを踏まえ、激変緩和の観点から、2019年10月から1年間に限り、軽減特例に係る国庫補助金の廃止により負担増となる所要額について、特例的に補填を行うということになりました。ということで、31年度においては特例措置が廃止となりますけど、その分補填されますので、実質軽減割合のほうは変わらないということになり、2020年度の9月まではその特例補填のほうの特例でつきますので、2020年の10月から7割軽減が適用となるということになります。2021年度はそのまま7割軽減ということになりますので、これを整理しますと、そこに、次のページに書いてありますように平成30年度、31年度は8.5割軽減で6,300円、2020年度は前半が8.5割、後半が7割ということで、通年としては7.75割で9,500円、2021年度は本則に戻っての7割で1万2,700円という金額になってきます。保険料は先ほど言いましたように2年ごとの変更でございますので、2020、2021年度については比較のためにこのまま変わらないという前提でつくっておるものでございます。

流れとしては以上ようになります。そして、結果として、平成31年度と2020年度について、より所得の低い層である9割軽減であった世帯の方が保険料が高くなるという状況となってしまいますが、これは年金生活者支援給付金の支給対象が9割軽減だけであることから、バランスは保たれることということになります。

最後に、周知方法についてでございますが、①等でポスターによる周知、そしてリーフレットを作成し、窓口に設置。また、9割軽減対象となる方、平成30年度の9割軽減対象の方へは個別に郵送しお知らせをし、31年度の保険料額決定通知、これは7月になりますけれど、この際には同封ということとしております。「よなごの国保」5月号、こちらのほうにも掲載を予定しております。

説明は以上です。

**○西川委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見ございませんでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** その軽減で最終的には7割になるという話で、その中で、介護保険料軽減の拡充とか年金生活者支援給付金の支給で、基本的には負担増にならないというのはあるんですけど、例えばこの介護保険料軽減とか年金生活者支援給付金の支給、これもずっと続くものなんですか。その辺のところを説明を。

**○西川委員長** 渡邊保険課長。

**○渡邊保険課長** ずっと続くものだということで聞いております。

**○西川委員長** 又野委員。

**○又野委員** ちょっと先ほどの関連があるんですけども、その介護保険料の軽減の拡充と支援給付金の支給とあわせてってということなんですけども、実際これは負担増にはならないんですか。多少なる部分も、そこら辺は。

○西川委員長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 9割軽減の世帯について、まず御説明いたしますと、後期高齢者医療のほうでは、最終的に負担増が4,200円から1万2,700円に変わるということで、年間で8,500円の影響が出ます。これを月に直しますと708円の負担増となるところでございます。これに対し、この9割軽減の対象となる方は介護保険のほうで、介護保険のほうは次の福祉保健部のほうでまた説明させていただくこととしております担当課のほうの説明は、こちらのほうが介護保険のほうでいいますと第2段階というところに当たりまして、年間で1万1,600円の減と、月に直して967円の減というところで、ここでまずトータルとしての負担増はないと、二百数十円の負担軽減という方向になりますし、あわせて年金生活者支援給付金、こちらのほうが基準額が、月額が5,000円、年間で6万円が基準というところになりますので、トータルしての負担増はないものと考えております。

次に、8.5割軽減の方ですけれど、こちらのほうは後期高齢者医療のほうでは、6,300円から最終的には1万2,700円になるというところで、6,400円、年間で負担の増となります。これ、12カ月で割りますと、約533円というところになります。こちらにつきましては、介護保険のほうで第3段階、第4段階、あるいは、今回介護保険のほうの保険料の減額の対象にならない区分も発生しているんですけれど、そちらに当たる方もあります。まず、第3段階に当たる方については、こちら、月額では最終的に2,625円負担の軽減となりますので、ここでトータルして負担の増は出ないということになります。第4段階に当たる方については月額で325円の減額になりますので、これはちょっと後期高齢のほうの負担増のほうが出が大きいもので、210円、208円ほどの負担の増に最終的にはなります。そして、今回介護保険の軽減の割り増し部分にならない方については、そのまま533円負担のほうが出るとということにもなりますけれど、今お話しさせてもらったのは最終段階のほうのお話でして、この次の10月から来年の10月までの1年間については特例措置が、補填措置がありますので、この533円が、ごめんなさい、済みません、ちょっと言い方が変でした。平成31年度については、後期高齢者医療のほうの負担増が出てこないところから、直接的な負担増にはつながらない、この1年はつながらないということになっております。なお、8.5割軽減の方については、基本的に年金生活者支援給付金のほうが支給の対象にはならないので、影響するのは以上の部分になると思います。以上です。

○西川委員長 よろしいですか。

又野委員。

○又野委員 あと、ちょっとできればですけども、介護保険料の軽減の拡充とか年金生活者支援給付金っていうのは、10月からということですけど、消費税増税のその影響をできるだけ抑えるために計画しているものだと思うんです。でも、この後期高齢のほうで保険上の軽減が少なくなるってことは、結局その、せつかく影響を少なくしようとしているためにやっている施策に対して矛盾しているんじゃないかなと思います。以上です。

○西川委員長 御意見でよろしいですね。

伊藤委員。

○伊藤委員 済みません、1つだけお願いです。今、説明を聞いていても、なかなかわか



りづらいというふうなところがあると思います。後期高齢の方ですし、個別に対象者に対して説明文などを郵送されるというふうなことですけれども、また何か混乱を招いたりとか御相談させたりさせないように、その辺わかりやすく、誰でもわかるような、そういうような説明の資料を送っていただきたいなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○**渡邊保険課長** わかりました。

○**西川委員長** ほか、ありませんね。

土光委員。

○**土光委員** これっていうのは、要は国の政策と方針でこういうふうになるといことだと思えます。それで、そんなに負担、差し引き負担増にならないということは、逆に財政負担額もそんなに変わらないというふうに私は理解してるんですけど、国の考え方として、こういうふうに変更するというのは、どういう考え方から来てるのか、もしわかれば。

○**西川委員長** 渡邊保険課長。

○**渡邊保険課長** 私の感じてる範囲でお話をさせていただきますと、後期高齢者医療は平成20年につくられ、新しくできた制度でございます。前半の近況のほうでちょこっとお話があったかと思えますけれど、新たにできた制度、そして75歳以上の方を対象としておって、それまで若い方の扶養についておった方、あるいは御自身で保険に入ってた方ももちろんあったかと思うんですけど、そこで75歳以上の方をまとめて見る後期高齢者医療制度をつくったところで、本則があった上で、いきなり負担増となる方もあったかと思えます。その方に対しての特例措置として当初つくられたところではありますけれど、今、平成31年、後期高齢者ができて10年たったところで見直しがなされているんだというふうに感じております。

○**西川委員長** よろしいですかね。

じゃあ、次に移ります。

米子市災害廃棄物処理計画（案）の概要について、当局の説明を求めます。

田子クリーン推進課長。

○**田子クリーン推進課長** 失礼します。お手元にお配りさせていただきました1枚物の米子市災害廃棄物処理計画（案）概要についてというものと、カラー刷りのおおよそ6ページのもので御説明いたします。

参考に、最初にお断りでございます。私は、1枚目の計画を中心に説明いたしますので、お許しが得られましたら、その後のカラー刷りは生活環境係の田中のほうが御説明いたします。御意見につきましては、全て説明が終わりましたから頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、1枚目のペーパーを見てください。下にいっぱい書いておりますが、これをそのまま読み上げてもいけませんので、この内容のちょっと補足を中心にやりたいと思えます。これまでの経過でございます。米子市災害廃棄物処理計画案につきましては、平成30年度中の早期策定を目標として、本日の御報告を目途に策定作業を進めてまいりました。今後の予定のところの下の部分を見ながらお聞きください。米子市版の本編の策定作業は、平成31年度当初までかかる状況になっております。本日は計画案の概要によって御説明させていただきたいと思えます。少々ずれ込む理由でございますが、県内各市の策

定作業の進捗状況につきましては、米子市と比べ大変遅く、県から、平成31年度において複数市町村での計画策定をする場合には、補助制度について検討するとの説明を受けております。このため、米子市と一緒に策定できないか、周辺の市町村より、今、相談を受けている状況です。このことから、平成31年度において、米子市の計画をもとに、その作り方の手法等につきまして、周辺市町村と協議をしたいと考えております。最終的なでき上がります計画の市議会への御報告につきましては、平成31年度、今後の策定の状況を見ながら報告させていただきたいと思っております。

それでは、内容のほうに移ります。

**○西川委員長** 田中クリーン推進課生活環境係長。

**○田中クリーン推進課生活環境係長** それでは、お手元にございますカラー刷りの概要6ページの資料を用いて御説明をさせていただきます。

まず最初におわびを申し上げます。資料中、図や表がついておりますが、特に図面等で表記が小さく、読みにくい部分があったかと思っております。今後、気をつけたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、まず、米子市災害廃棄物処理計画（案）概要を1ページ目から、1、計画策定の目的。本計画は、大規模な災害に伴って発生します多量の廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、平時の備えや災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項を取りまとめたものであります。

2、計画の位置づけですが、図1のほうに示してございます。国の災害廃棄物対策指針、中国ブロック大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画、また、県の災害廃棄物処理計画、こういった計画と整合性をとりながら作成をしております。災害発生時には、本計画に基づいて被害の状況等を速やかに把握をし、災害廃棄物処理実行計画を策定をしまして、災害廃棄物の処理を行うこととしております。

2ページ目に移ります。3、対象とする災害及び被害想定でございまして、市内で大きな被害が想定されます、表1に示してございます2つの断層によります地震災害及び表2にございます1つの水系、日野川水系ですが、こちらによりまして起きます水害、この計3パターンの災害を想定しております。

隣、3ページに移りますが、4番、災害時に発生する廃棄物の種類、こちらは表3に示しているような分類となります。

5、災害廃棄物の処理主体。災害廃棄物は一般廃棄物に当たりますため、本市が主体的に処理を実施することとなります。ただし、必要に応じまして県に災害廃棄物処理の事務を委託するという事も想定しております。

6、災害廃棄物処理の基本方針ですが、表4にまとめてございます。4点でございまして、1、公衆衛生の確保、2、可能な限りの自区域内処理の実行、3、将来に禍根を残さない適正な処理、4、処理に当たっての再資源化・減量化、こちらは県の災害廃棄物処理計画にも記載があるところでございます。

続きまして、4ページに移りたいと思っております。7、組織及び協力支援体制であります、市災害対策本部の清掃班、これは今の課名で申し上げますと、クリーン推進課と環境政策課が当たりますが、この清掃班を中心としまして災害廃棄物等の処理に当たります。ただし、被災状況ですとか災害廃棄物等の発生量によりましては、県に対し支援を要請し、他

の自治体ですとか団体からの支援を得ることといたします。

8、災害廃棄物発生量の推計です。想定する地震災害及び水害による災害廃棄物の発生量につきましては、表5、表6にございますとおりでございます。

続いて、5ページに移ります。9、災害廃棄物の処理フロー、このフローにつきましては、図4のとおりとなっております。なお、図中に用いられてます数値につきましては、想定します最大の災害廃棄物発生量及び処理可能量をはめ込んだものとなっております。可燃物の中間処理につきましては、県が3年以内の処理を目標としております。この3年以内での処理を行うために、米子市クリーンセンターのほか、他施設でも処理を行う必要があります。また、最終処分については、処理可能量を上回ると、そう推計をされますため、県に対し処理先の確保の調整を要請することといたします。

続きまして、6ページに移ります。10、仮置き場。想定する災害に伴って必要となります一次仮置き場の必要面積は表7にまとめてございます。なお、仮置き場につきましては、平時から候補地を選定しておくことといたします。

11、生活ごみ、避難所ごみ並びにし尿についてでございますが、生活ごみ、避難所ごみにつきましては、仮置き場には搬入せず、既存の施設で処理を行うことを原則といたします。特に、生ごみ等の腐敗性廃棄物については、発災後3日後の収集再開を目標といたします。また、し尿の収集運搬車両が不足する場合や浄化場の運転停止など、処理に混乱を来す場合には県に調整を依頼し、収集車両や処理先の確保を行うということとしております。

12、住民等への啓発・広報。実際に発災をした場合には、住民等へ適切に情報伝達することが非常に重要となってまいります。あわせて、平時から事前準備の普及・啓発を行うよう努める必要もあります。

こういったことも含めまして、13番、災害廃棄物処理計画の点検というふうに記しておりますが、災害時に速やかに行動するために、県等が実施します訓練やワークショップに参加するとともに、庁内におきましても計画の点検、継続的な見直し等を行うことにより、発災後に策定いたします処理実行計画の精度が高まるよう、研究を続けていく必要があるというふうに考えております。

米子市災害廃棄物処理計画（案）の概要について、説明は以上でございます。

**○西川委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** 3ページで、これは書いていることなんですけど、災害廃棄物というのは一般廃棄物になるということなんです。だから、処理の責任は、ここでは本市が主体的に実施となっておりますけど、この処理の責任は米子市があるという、廃掃法でそうなってます。これが災害廃棄物に関してもそのまま適用されると思っていいんでしょうか。

**○西川委員長** 田子クリーン推進課長。

**○田子クリーン推進課長** 委員お聞きになりました、災害廃棄物は一般廃棄物という捉まえ方からしますと、おっしゃいますように、処理責任は本市にあるものと考えております。

**○西川委員長** 土光委員。

**○土光委員** あと、実際災害廃棄物、非常時ということで、処理能力を超える場合という

ことで、こういった計画が策定されるというふうに思います。まだ概要というか、最終的に決まってないから、わかる範囲で、決まっている範囲でということを知りたいんですけど、5ページで、可燃物は米子市の一廃だからクリーンセンターで処理するのがいいことだけど、それが無理な場合には、処理能力を超える場合は市外または民間というふうに、これはどこかの市外にある焼却場、民間の焼却場、それを使うということですね。これは、今の段階で大体どこにどういうふうになれば、これが見通しがあるとか、そういった見通しは今の段階でもあるものですか。

○西川委員長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 具体的な相手方につきましては、現在、何ていいますか、具体には持っておりません。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 市外とか民間の焼却場を使って焼却の処理して、それから出てくる焼却灰、これを原則的には米子市の処理責任ということになると思うんですけど、この5番でいけば埋め立てとあります。この埋め立てというのは、どこを想定、どういうふうにこれは考えているのでしょうか。

○西川委員長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 まことに申しわけないですが、埋め立ての具体の場所につきましても、今現在、一般廃棄物で使っておるところが使えればいいですが、災害ということでございますので、記載しておりますように、県等に協議していきながら探したいと思えます。具体の場所は持ち合わせておりません。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 もう一つ、それに関してなんですけど、5ページの記載で、県に対し、県外の民間一般廃棄物最終処分場または産業廃棄物管理型最終処分場というふうにあります。これ、これからいろいろ検討されると思うんですけど、原則は一廃の焼却灰を場合によっては管理型の産廃処分場に埋めるというか、そういうことも想定しているということでしょうか。

○西川委員長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 御質問の点につきましては、全く想定をしていないということではないわけですが、いずれにしても県等に調整していただきながら、ちょっと考えなければいけないことと考えています。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 法的な観点で確認したいんですけど、例えば産廃を一般処理廃棄物で埋めることは、これは違反だと思います。逆に、一廃をここで、管理型の産廃処分場、これを埋めるというのは、法的には問題ないんですか。

○西川委員長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 申しわけございません。直ちに正しくちょっと即答できなくて申しわけございませんが、委員のほうは御心配の法令に。済みません。

○西川委員長 田中クリーン推進課係長。

○田中クリーン推進課生活環境係長 失礼いたします。今、土光委員御質問のことについてですけれども、この民間一般廃棄物最終処分場または産業廃棄物管理型最終処分場等と

記してあるという点につきましては、これは国の通知だったかと思いますが、こちらのほうで災害廃棄物の処理に利用することができるということになっておりますので、こちらに記載をしております。確保等につきましては、課長が答弁いたしましたとおり、現在持ち合わせているものではございません。以上です。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 何か国の通知にそのような記載があったというのは、法的にも、廃掃法上的にも一廃を産廃処分場に埋めるというのは問題がないというふうな見解だということでしょうか。

○西川委員長 田中クリーン推進課係長。

○田中クリーン推進課生活環境係長 はい、そのとおりです。

○西川委員長 ほか、ありませんか。

戸田委員。

○戸田委員 1点だけ。鳥取県西部地震の災害のときには、西部広域が主軸で対応したんです。この災害協定、これ見ますと、ダイジェスト版だけん、なかなか理解できんのだけでも、米子市が主体となって近隣の市町村とタイアップして策定をするという考え方なんですけど、副市長さん、やっぱり西部広域も参画させて、それで、その知見を持ち合わせたものと、それと処理体系を精査していかないけんので、私は西部広域も参画させたほうがいいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○西川委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 御指摘のとおりだと思っております。以上です。

○西川委員長 ほか、ありませんか。

○土光委員 報告の後に。済みません。

○西川委員長 いいですか。

○土光委員 その他で1件あるので、これが終わった後に取り上げてほしいという要望です。

○西川委員長 報告を終わります。

何か、続けてありますか。

○土光委員 はい、ちょっとこの市民生活部の所管になると思うので、これに関して一つ。その他ということである。次、もう福祉保健部ですね。だから。

○西川委員長 その前に言いたいということですか。

○土光委員 はい。いいですか。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 市長の見解をお伺いしたいということで、これは一般廃棄物処分場で、これまでいろいろ話題になっている第1処分場、第2処分場に関連で、元社長の発言をもとに、適正にちゃんと管理されていたのかどうかということに関してです。これに関して西部広域は、これに関してなんですけど、これ、私の予算総括質問で確認したように、米子市自身も第1処分場とか第2処分場、それに関して、例えば立入調査を含めて、例えば西部広域とか環境プラントに報告を指示するとか報告を求めるとか、必要な場合は立入調査を実施、そういう権限を持っているというのを私は確認しました。だから、そういった権限を持っている米子市としても、今回のことに関して、きちっと必要な指示とか報告、必要な

らば立入調査、そういったことを私はする権限があるというのを、そういうことをする、市民に対して、部会に対して責任があると思うのですが、そういったことをやられる、これから米子市としてそれを主体的に調べていくという、そういったことは考えられているのでしょうか。

**○西川委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** これはたび重ねて本会議場でも申し上げておりますが、今回明らかになったといひましようか、問題視されております事案は、まさに今、土光委員がおっしゃったとおり、第1処分場についてのことでありまして、第1処分場については、これも一様にたび重ねて申し上げておりますが、昭和64年1月5日に開場して、その数日後に平成元年になってますが、平成元年の運用開始当初からしばらくたって、その埋め立て内容に不十分な部分があるんじゃないか、不備があるんじゃないかという地元の御指摘、これは当時は淀江町、今は米子市であります。淀江町がこのことを西部広域に指摘をして、そして西部広域もそれを真摯に受けとめて、逐次改善の措置をとってきたという流れがあります。まさにおっしゃるとおり、当時淀江町が対応してきた問題であります。それは、全て対応してきたということも御報告したとおりであります。それを確認しておりますので、改めて今回調査とかっていうことをする考えはないということをお願いいたします。以上です。

**○西川委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから、その辺に関して、実際県が勧告とか調査とか追加報告上げたりとか、それは、その県と西部広域、県と環境プラントの関係でやられていますけど、米子市自身がそれに対して主体的な判断というのを私はやってないと思いますので、だから、そういった、もちろん県が今までやったこととか調査報告書とか、米子市としてそれを判断して、米子市も適正だというふうな、そういう判断をされるとすれば、そういった内容とかをきちっと議会とか委員会に報告すべきだと私は思うんですけど、いかがですか。

**○西川委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 重ねての御質問ですので重ねての答弁になりますが、繰り返しになります、淀江町、今の米子市が当時から対応してきた問題であります。そして、その対応してきた経過、もちろん30年前の話でありますので、全ての書類が完全に残っているわけございませんが、当時の状況も確認した上で、当時淀江町からの指摘を真摯に受けとめた西部広域が的確に対応してきたと、これは県のほうの調査でも認められておりますし、我々のほうもそういうふうの確認しております。以上です。

(「もうええやん。」と戸田委員)

**○西川委員長** これ最後ですよ。

土光委員。

**○土光委員** いや、そんなこと約束できません、答弁によります。だから、今これからということではもちろんないです。そういったいろんな県とか、それから西部広域の議会の中でもいろいろ報告、議論がありましたけど、米子市議会に関して、そういったきちっとした報告、それから米子市の考え方、そういった報告は公式にはないと思うんです。だから、そういったことを、例えば次の委員会でもきちっと報告をしていただいけませんかというのが私の発言の趣旨です。

○西川委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 それは議場で御質問があって、お答えしております。改めてそういったことが必要かどうかというのは、議会側で御判断いただきたいと思います。以上です。

○西川委員長 一旦、なら、ここで休憩をいたします。

午後は福祉保健部ということで、1時、再開をいたしますので、よろしく願いいたします。

午後0時10分 休憩

午後1時00分 再開

○西川委員長 市民福祉委員会を再開いたします。

初めに、議案第10号、米子市手話言語条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明をお願いします。

仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 そうしますと、障がい者支援課から、議案第10号、米子市手話言語条例の制定について御説明させていただきます。

本条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の普及や理解促進等に関する基本理念を定め、市の責務、市民等の役割を明らかにすること及び手話言語の普及等に関する施策を推進し、もって障がいの有無にかかわらず、全ての市民が共生できる地域社会を実現することを目指して制定するものでございます。

条例は7条構成ですが、まず、前文において、手話が一つの言語であるとの認識を示すとともに、我が国の手話がどのような経過をたどってきたかを述べました。障害者基本法等、法令上で手話が言語として位置づけられるなど、手話言語に関する状況が変化し、手話言語に対する理解の広がりや一定程度見られるものの、まだ十分ではないことから、米子市としても手話言語に関する施策を推進して、ろうの方が手話言語を使って安心して暮らすことができ、ろうの方とそれ以外の方が共生することができる地域社会の実現を目指すことを明らかにしております。

第1条で手話言語の普及や使用しやすい環境構築に当たっての基本理念を定め、市の責務と市民等の役割を明らかにするとともに、共生社会の実現のために手話言語に関する施策を総合的に推進することを条例制定の目的としました。

第2条で、第1条に規定する手話言語の普及や手話言語を使用しやすい環境構築については、ろう者が手話言語でコミュニケーションをする権利を有し、その権利が尊重されることを基本理念として推進することを定めています。

第3条では市の責務を明らかにし、第4条では市民、ろう者及び支援者、事業者到手話言語の普及や相互理解を深め、働きやすい環境整備や、ともに暮らしやすい地域社会の実現に対する協力を求めています。

第5条は、条例制定後の手話言語に関する施策の実効性を確保するため、施策の推進計画を策定し、それに基づいて施策を実施していくことを定めており、第1項の第1号から第8号までを基本的事項として施策の推進を図ることにしております。また、第2項で、施策の推進方針については、ろう者や支援者、その他関係者の意見を聞く協議の場を設けて策定していくことを決めました。

第6条で条例に基づく施策の推進に必要な財政上の措置の規定を設け、第7条で、この

条例に関して必要な事項は市長が別に定めることといたしました。

この条例は、施行日は公布の日としております。

説明の中でも触れましたが、今後取り組んでいく具体的な施策につきましては、条例制定後、推進方針を定めていくこととなります。しかし、普及促進や手話通訳者の処遇改善に関する経費等、一部経費については、31年度予算で新規に計上あるいは増額要求をさせていただいているところです。

今後、手話言語に対する理解促進に努め、障がいのある方もない方もともに暮らしやすい社会の実現に向けて、ろうの方、支援者の方等の御意見を十分伺いながら施策を推進してまいりたいと考えております。説明は以上です。

**○西川委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 反対するものではございませんが、市民の方からちょっと唐突感があるというふうにも聞いておまして、幾つか質問させていただければと思っております。

6条にも必要な財政の措置というところがございしますが、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのかということをお尋ねしたいです。今回、サロンの開催ということも予算では入ってますけれども、どのようなことをこれからやっていくんだというようなこと、団体というか、意見の聴取の中ではとても期待感が大きいというふうに思いますが、市としてはどのようなことを考えていらっしゃるのかということをお尋ねいたします。

**○西川委員長** 仲田障がい者支援課長。

**○仲田障がい者支援課長** まず、31年度予算で一部計上している経費等につきましては、普及促進等ということで、手話言語条例制定を皆さんにお知りいただくためのイベントというか講演会のようなものを考えております。あとは、広報等を通じて皆さんにお知らせしていきたいと思っております。それと、現在、今、ろうの方が生活上必要な通訳を求められるときに、市が委託業者に委託をしておまして、通訳の派遣という事業を行っておりますが、通訳士の処遇改善というのが今回の31年度の予算に盛り込んでありますし、研究会の中で皆さんから要望のあったことにつきましては、ろうの中でも高齢の方については、なかなかコミュニケーションがとりにくい、あるいは集まりにくいということがありますので、従来からサロン会というところで委託をしております高齢のろうの方の集まり、集会を回数をふやすということで増額要求をさせていただいております。

今後は、災害時並びに今、日常の情報保障というふうなところですか、あるいは小さい子どもさん、生まれたときからの難聴ですとか耳が聞こえないという方に対するコミュニケーションのとり方に必要な支援ですとか、先ほども言いました高齢の方に対する支援というのが要望が多かったところですので、どのような施策が有効なのかということをごきちんとわきまえながら、そういった取り組みを進めていきたいと思っております。

**○西川委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** もともと生まれつきの障がいのある方は、それではいいと思うんですけども、途中で障がいになられた方もいらっしゃいますよね。そういう方ってやっぱりなかなか手話っていうのは難しいとは思っています。だから、筆談だとかそういうようなことも含めていくのか、それとも、これは手話に限ってというようなコミュニケーションする方向



で行っていくのかということをお聞かせ願います。

○西川委員長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 手話言語条例という名前ではありますが、広くやっぱり情報保障というのは必要だと思っております、現在の手話の通訳者の派遣以外にも要約筆記の派遣というのもしておりますので、その辺は十分に考えていきたいと思っております。

○西川委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ちょっと市長にお尋ねしたいと思っているんですけども、市長の思いもありであって、この条例制定に至るといふふうにも聞いておりますが、なかなか米子市の特色的なものはこの条例の中も感じられないのが本当のところかなと思っております。どのようなグランドデザインを描いてるのっていうようなところで、市長の思いをちょっと教えていただければと思っております。

○西川委員長 伊木市長。

○伊木市長 唐突感があるという御指摘は、我々もやはり告知不足であったっていうことは反省したいと思います。そもそも、私、ちょっとこれは公約に掲げていたわけではないんですけども、市長になりましてから聴覚障がい者の方と面談をした際に、直接こうした手話言語条例等制定についての依頼がありました。当初は、私は、鳥取県が平成25年に手話言語条例を全国に先駆けて制定されておられましたので、これに基づいて、この障がい者支援というものを展開していこうというふうに考えていたところなんですけれども、聴覚障がい者の団体の方が言われるには、やはりきめ細かいところが十分でないという状況があると。具体的には、先ほどの話にもまぎってはいましたけれども、例えば災害が発生したときに、聴覚障がいの方に適切に状況を伝える手段だとか、あるいは小・中学校での手話の普及のより一層の進展とか、そのあたりは市行政と密接にかかわる分野でもありますので、これはやはり市がしなければいけないということがあったというのがあります。

それと、これも条例の前文に書いてあることなんですけれども、過去、手話を使われる方は、多分口話法との関係ではないかと思っておりますけども、一時期手話を使うことを禁じられた時代があったんですね。そういった時代があったことを経て今に至ってるわけなんですけども、やはりそうした負の時代といいましょうか、彼らにとっての本当に厳しい時代、これをきちっと回復していく必要がやはり行政としてあろうということも当然考慮に入れた点でもあります。

その上で、手話も含めた、先ほど筆談等と言っておりましたけれども、コミュニケーションというものがきちんとできるような、そんな町にしていきたいという思いを込めて、この手話言語条例をやはり米子市としてもやらねばならないということで踏み出したところがございます。ですので、大きくはやはり市行政として直接やらなきゃいけないところに一つの特徴があるというふうに見ていただくと大変ありがたいと思っております。以上です。

○西川委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。

共生社会に向けてというふうに私、理解させていただきました。本当にろうあ者の方の理解というのが私たちまだ全く進んでないなと思っておりますので、そこら辺の啓発をぜひ、そこを市がやっていくところだと思うんですね。実際に手話というのは、やっぱり覚

えただけではすぐ忘れちゃうので、使わなければ覚えることはできませんので、それを使わなくていい人が使うのも私はちょっとどうなのかななんて思ったりもするんですけども、そこで共生社会ということを皆さんが思っていただくというようなことで理解させていただきました。ありがとうございました。

○西川委員長 御意見ですね。ほか。

土光委員。

○土光委員 ちょっと中身のことでないんですけど、同じ趣旨の条例が県の条例、市の条例、そういう場合に、これ一般論でもいいですけど、例えば条例を制定するときは、法律の制約内であつたらないといけないというのがあると思うんです。例えば今、県の条例があつて、米子市がその条例つくるときに、県の条例の範囲内であつたらなければならないと、これ一般論です、そういった制約が、県の条例と市の条例で出てくるのでしょうか。その辺の考え方がちょっと私、整理できてなくて、どういうふうにそれを考えるのか、どういふふうなものでしょうか。

○西川委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 今議員おっしゃる制約というのがちょっと私には十分理解できないので、何をイメージしてお答えしたらいいかなと思つて考えながらお答えしますが、一般的に、例えば規制とかそういったようなものであれば、もちろんそれが全く認められないわけではありませんが、例えば国の規制とか、県の規制とか、市の規制とかですね、その一体性といひましようか、連続性が求められますので、果たしてはみ出すようなことができるかどうかという議論はあると思ひます。ただ、今回お諮りしているような、いわゆる政策系のといひましようか、ものについて、もちろん内容的に重複する部分もございまいしょうし、それから横出しする部分もあると思ひますが、それはそれぞれの自治体の考え方という形で制定すればいいと、このように考えます。以上です。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 私が聞きたかつたのは、今回のこの手話言語条例で県として、そういう問題は多分ないんだろうと思ひんでますけど、一般論的に規制とか何かという場合に、県の条例、市の条例の関係がどういふふうなものかといひのを聞きたかつたんですけど、ちょっとそれは今やめときます。といひことです。

○西川委員長 じゃあ、いいですね。

○土光委員 はい。

○西川委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 条例制定に関しては非常に前向きなことと思ひていますんで、評価したいと思ひます。

当委員会でも以前こちら出していだいておりまして、策定後に推進方針を今後進められるといひことなんですけど、それに関して、スキームといひますか、スケジュールといひますか、そういったところまでは今想定されておられますでしょうか。

○西川委員長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 具体的な時間のスケジュールといひるのはまだ決めておりませんが、条例制定の際にお世話になつた方々の御意見を聞きたいといひ、続けて聞いていきたいといひことは考えておりまして、それについては関係者の方にお話はさせてい

いております。

**○西川委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 理解しました。前々から申し上げてるんですけど、条例策定自体が目的ではないと思いますので、こちらのほうはいろいろと内部の調整ですとか、いろんな方との調整もあると思うんですけど、スピード感を持っていただいて、ある程度スケジュールも目標値は持っていただきたいなと思いますので、こちらも申し上げさせていただきます。

5条の5項のところにも、教育機関のことにも触れておられまして、先ほど市長の答弁の中でも、小・中学校のところでも、今後の課題のような答弁だったと思いますが、伊藤委員もおっしゃっておられましたとおり、もし小・中学校で習うという仮定の話ですけれども、習ったとしても、忘れていくところもありますし、どういうふうに関係していかかっていうところも課題だと思いますので、そこのところもしっかりと検討されて、推進方針ですとか、今後の施策に反映していただきたいと思います。こちら意見にさせていただきます。

**○西川委員長** 意見ということですね。

**○奥岩委員** はい。

**○西川委員長** 戸田委員は。

**○戸田委員** 今、私も市長さんの答弁を聞いてちょっと納得したんですけど、私はこの条例については大賛成なんですけど、ただ、この第3条の市の責務のところ、私はちょっと市の独自性が薄くなって感じておるんですよね。前段の中で先ほど市長さんも答弁でおっしゃったように、共生する社会をということで触れられとるんですけども、やはりそういうふうなものも市の責務の中にきちっと網羅されたほうが私はよかったんじゃないかなと思うんですよ。市民等の役割の中で、市民等の役割の3段目かな、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するように努めるものとするというような文言が入るとるわけですけど、やっぱり市の責務の中では、そういうようなことはコミュニケーションをとることができるようにというように触れられとるんだけど、やっぱりここの中でさっきから触れとるように、共生社会の実現とかという、そういうふうな文言をきちっとタイトルの的に入れて、そこから市と市民との役割分担をしていくんだという、私は条文のあり方があってもいいのではないかなと思うんですが、副市長さんはいかがでしょう。

**○西川委員長** 伊澤副市長。

(「もう変えられんでしょうけど。」と戸田委員)

**○伊澤副市長** これはもちろんいろんなつくりつけがあると思います。共生社会でいうことが最終的な目的であって、そこに向けて手話言語というものの位置づけをしっかりと見直すことを起点にしたいというこの条例の思い、そういうつくりつけになつとるということで御理解いただきたいと思います。以上です。

**○西川委員長** 前原委員。

**○前原委員** まず、1階の市民課の窓口で、手話ができる職員さんというのはいらっしゃるのかな。例えば聴覚障がいの方が来られて、手話で説明するっていうのができるのかなっていうのをちょっとお聞きしたいんですけど。

**○西川委員長** 仲田障がい者支援課長。

**○仲田障がい者支援課長** 現在、市民課には手話ができる職員はおりませんが、障がい者

支援課に非常勤職員を配置しておりますので、必要に応じて、私どもの非常勤職員がお手伝いに伺うということになっておりますし、あと、個人的な、市の業務としてではなくて、手話を使える職員が1階には二、三名はいることはありますので、非常勤職員で手が足りない、あるいは留守のときにはそういった職員をお願いをしているところです。

**○西川委員長** 前原委員。

**○前原委員** わかりました。簡単な手話ってというのはやっぱり職員さんも学んでいただいて、できるようになると、とても先ほど言いました共生社会に近づけるのではないかと思いますので、その辺も職員教育の中で考えていただければありがたいなと思います。これは意見でございます。

**○西川委員長** 質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○西川委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をします。議案第10号、米子市手話言語条例の制定について、原案のとおり可決することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西川委員長** 異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、米子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明をお願いします。

奥谷福祉保健部次長。

**○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長** 長寿社会課から、議案第11号、米子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

このたびの条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金貸し付けの際の保証人の設定に関し必要な事項を定めるとともに、貸付利率の見直しを行うほか、償還方法に月賦償還を加えるため、改正をしようとするものでございます。なお、災害援護資金貸し付けとは、災害救助法が適用された災害により負傷、または住宅、家財に被害を受けた方に対する貸付制度でございます。

主な改正内容でございますが、まず、保証人の設定及び貸付利率に関しましては、保証人要件を緩和をいたしまして、現在は保証人を立てることが必須条件であり、貸付利率が年3%であったものを、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は貸付利率を年3%以内の規則で定める率とすることに見直しをするものでございます。これにより、災害時の混乱の中、被災者が親族等の保証人を立てられない場合でも、貸し付けが受けられることが可能になるとともに、貸付利率を3%以内とすることで、市の判断で低い利率で貸し付けが可能となるものでございます。なお、規則で定める貸付利率につきましては、現在1%を予定しております。これは、福祉制度におけます類似の貸付金であります、母子父子寡婦貸付金の利率に準じたものでございます。

また、現行の年賦償還、半年償還の償還方法に月賦償還という方法を加えることによりまして、一度の償還額が低く抑えられ、借り受け人が償還をしやすくするものでござい

す。

なお、この条例につきましては、平成31年4月1日から施行することとしております。  
説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**西川委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

又野委員。

○**又野委員** 反対ではないんですけれども、これまでにこの条例で何か実績があったのかというのと、この条例をきっかけというか、こういうふうに変更することの背景みたいなものがわかれば教えてください。

○**西川委員長** 奥谷福祉保健部次長。

○**奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長** まず、米子市の貸し付け実績でございますが、平成12年のときにありました鳥取県西部地震の際に92件、金額としまして1億6,235万円の貸し付け実績がございます。

今回の背景でございますが、今回、法律改正が基本でございますが、この法律改正自体が第8次地方分権一括法の中で改正されたものでございまして、保証人をつけるとか、利率を幾らにするとかいうことにつきましては、市町村の政策判断に基づいて行うことができるというような背景のものでございますが、その中で、基本的に先ほども申し上げましたが、実は東日本地震のときには、保証人をつけなきゃいけないという制度の中で、なかなか難しいと、貸し付けできないという中で特例措置も行われたとか、そういうような背景もあって、このような制度設計が国のほうから提示されたということでございます。以上です。

○**西川委員長** 又野委員、よろしいですか。

○**又野委員** はい。

○**西川委員長** ほか、委員は。

〔「なし」と声あり〕

○**西川委員長** なしということで、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**西川委員長** なしということで、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号、米子市災害弔慰金の支給などに関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**西川委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、米子市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明をお願いします。

湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** 議案第12号、米子市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の

制定について、子育て支援課から御説明いたします。

この条例の改正理由でございますが、近年利用者がなく、日常の安全性を考慮した上で、米子市錦海児童遊園地を廃止するため、所要の整備を行おうとするものでございます。改正内容といたしましては、米子市錦海児童遊園地を廃止するため、米子市が設置する児童厚生施設から米子市錦海児童遊園地を除くこととするものでございます。なお、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

**○西川委員長** 当局の説明は終わりました。

質疑を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○西川委員長** なしでよろしいですね。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○西川委員長** なしということで、討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第12号、米子市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西川委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 議案第13号、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、子育て支援課から御説明いたします。

まず、この条例の改正理由でございますが、保育士が不足していることに鑑み、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置に関する基準を弾力的に運用することができるよう、所要の整備を行おうとするものでございます。

具体的な改正内容でございますが、当分の間、小規模保育事業所A型等を利用する乳幼児の数が少ない時間帯において配置する保育士の数を1人以上とすることができ、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有する者を配置しなければならないこととするものでございます。ここで保育士と同等の知識及び経験を有する者としましては、子育て支援員研修のうち、地域型保育コースを終了した者ということをご予定しております。

また、同様に、当分の間、1日につき8時間を超えて小規模保育事業所A型等を開所する場合におきまして、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が利用定員に応じて置くべき保育士の数を超えるときは、その超える保育士の数の範囲内で保育士と同等の知識及び経験を有する者を保育士とみなすことができることとするものでございます。この場合、

保育士の資格を有する者を配置すべき保育士数の3分の2以上置かなければならないこととするものでございます。この条例は、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○**西川委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 背景につきましては、当委員会でもお話を伺っておりますので理解をいたしました。こちら小規模A型についてってということなのですが、ちなみに参考までに現在公立の保育所さんではどういったふうにしておられますでしょうか。

○**西川委員長** 長尾子育て支援課課長補佐。

○**長尾子育て支援課課長補佐** 公立の保育所におきましては、県条例で定めている弾力運用というところで運用をしておりますので、子育て支援員等の配置を行っております。

○**西川委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** となると、このA型の条例と同様な配置基準という理解でよろしいでしょうか。

○**西川委員長** 長尾子育て支援課課長補佐。

○**長尾子育て支援課課長補佐** 県条例の部分とうちが今回定めさせていただく内容は一部異なる場合がございますが、異なる部分は、幼稚園教諭等の配置については、今回条例改正を行っておりませんので、その部分以外は同じ状況になると考えております。

○**西川委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** そうしますと、幼稚園教諭さんと保育士さんの違いはありますが、公立保育園さんと同じような配置基準で、保育士さんが第6条と第7条のところと同様な配置をされるということによろしいですか。

○**西川委員長** 長尾子育て支援課課長補佐。

○**長尾子育て支援課課長補佐** そのとおりでございます。

○**西川委員長** ほか。

伊藤委員。

○**伊藤委員** ちょっと聞かせていただきたいんですけど、まず、こういうふうな、保育士が1人になるというふうな想定ができるその小規模保育所っていうのは、どれぐらいを想定しておられるんですか。

○**西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** 保育所の機能で。

(「数。」と伊藤委員)

この小規模A型保育所の事業所の数ということによろしいでしょうか。

○**西川委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 小規模のこういう家庭的保育の、多分10園ちょっとあるんじゃないかなと思うんですけども、そこで預かりの乳幼児が少なくて、保育士が1人になることが想定される保育所はどれくらいありますかということなんです。

○**西川委員長** 長尾子育て支援課課長補佐。

○**長尾子育て支援課課長補佐** ゼロ歳については待機児童が出ておりますので、この1人、

かなり少ない人数で運営をされる事業所はないと思っております。

○西川委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 安心しました。この保育士が1人で同等な資格を持つ人がもう1人いればいいというようなことは、本当に危険な状況だなど思ったりもしますので、そこら辺のところは、もしそれが想定されるようなところができたら、ヒヤリハットなど何かきちんとしたマニュアルをつくって、何か危険のないようにということをお願いして終わります。

○西川委員長 ほか、ありませんか。

戸田委員。

○戸田委員 今、私も聞こうと思っただけで、ただ、そういう規制緩和されたはいいんですけど、保護者の方々にとってはちょっと不安が出てくるんですよ。その解消策をどういうふうに考えておられるのか、第1点。それと、賃金体系はどうなるのかが1点。もう一つは、とりあえずその2つ聞きましょうか。保護者の方々は、今伊藤委員が言ったように、保護者の方にとってみれば、保育士さんが通常2人おっただいて保育していただいたほうがベストだろうと。しかしながら、保育士が確保できないから、1人おって、それ以上は代替的の方でもいいですよということになるんでしょうけど、本当にその保護者の方に不安視されないような体制が堅持できるのかどうなのか。それともう1点が、賃金体系はどうなっておるのか。それをまずお聞きをしておきたいと思います。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 保護者の方の御不安ということなんですけれども、このお一人ともう1人保育士でない方を配置することが可能ということになっておりますけれども、もう1人の方につきましても、先ほどの子育て支援研修をきちんと修得していただいた方ということで、御理解をいただきたいと思います。

そして、この措置につきましては、待機児童解消、この当分の間というのは待機児童解消するまでの間ということで設定しております、その間の保育士の不足に対応するものということでの措置ということで御理解いただけないかなということは考えております。

○西川委員長 で、賃金。

○湯澤子育て支援課長 賃金につきましては、その配置された方の賃金というのは、通常の賃金と同様の取り扱いとなると思いますので、それについては特に特別な、これに関して何か措置ということはないと思います。基本的なその資格に応じた賃金というものを給付していただく形になると思います。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 ちょっとよく私の意図を聞いていただけないなど。保護者の方は、保育士が2人おられて安心して預けるんですよ。保育士が確保できないから代替の方で、その研修を受けた者だから大丈夫ですよと当局は言われるけれど、保護者の方々の立ち位置からいけば、不安は生じないんでしょうか。その辺のところは施策としてどういうふうに保護者の方々に理解していただくような考え方をしておられますかっていうこと。

もう1点は、賃金の体系を聞くと、逆に言えば、15万も雇用しなければならないところに賃金の安いその資格を持った方でも十分でないかというような管理体制が定着したときには、いけないんじゃないんですかっていうことを、そういうリスクも判断されましたかっていうことを私、言っておるんです。



もう1点、そういうことを鑑みれば、米子市も定期的に、そういうふうな保育の管理体制について、定期的に立入調査なりそういうふうな措置を講じていくような考え方は持ってもらえますか。そういうことがないと、保護者の方々には理解がなかなかしていただけない部分もあるかもしれませんよ、この条例を整備したときに。

副市長さんばかりですけど、副市長さん、どうですか、その辺。私、これずっと引っ張っとるだけど、保護者の方に言ったんで、それをきちっと説明する責務が私たちにはあるんですよ。

**○西川委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私のほうから、また不足があれば担当のほうからも補足をいたしますが、委員のおっしゃるとおりであります。保育士不足ということに対する当分の間の緩和措置ということで位置づけられてるものであります。その趣旨というのをしっかりまず保護者の皆さん方にお伝えするっていうことと、当然適正な運用を事業者徹底させる、働きかける、この2点になります。

それから、保育の質の問題につきましては、これも議場等でもお答えしておりますが、保育リーダーというのを、これは保育士の経験者、園長等になりますが、市で雇用しております。これは現在も巡回訪問しておりますので、この体制をしっかりそういった、いわゆる目配りといいたいまいしょうか、これをしっかりやっていく。必要があれば増強していくということで対応させていただく。そういうことも含めて、市民の皆様にもきちっと報告する、これが対応だろうと思っております。以上です。

**○西川委員長** よろしいですね。

ほかありませんか。

じゃあ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○西川委員長** なしということで。

ある、ごめんなさいね。

**○又野委員** 済みません、質疑でもしようかと思ったんですけど、皆さんが聞かれたんでやめたんですけども、やはり基準緩和になって、先ほどもありましたけれども、保護者の心配とかっていうのが出てくると思っています。保育の安心安全に影響が出てくると思っていますので、私としては反対の立場です。

**○西川委員長** では、採決をします。

議案第13号、米子市家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員、奥岩委員、尾沢委員、土光委員、戸田委員、前原委員〕

**○西川委員長** 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数のとおり、可決すべきものと決しました。

市民福祉委員会の暫時休憩をいたします。

午後1時40分 休憩

午後3時31分 再開

○西川委員長 市民福祉委員会を再開いたします。

福祉保健部から3件の報告を受けたいと思います。

初めに、介護保険料における低所得者の負担軽減強化について、当局の説明を求めます。

奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 介護保険料におけます低所得者の方への負担軽減について、御報告をさせていただきたいというふうに思います。お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、概要について説明をさせていただきます。ことし10月からの消費税の引き上げに際しまして、公費による低所得者の方への保険料負担の軽減策が強化されることになりまして、2019年度及び2020年度以降と段階的に低所得者の方が納付される介護保険料が引き下げられます。

なお、根拠となります改定政令が年度内に公布見込みでございますが、現時点で未公布であることから、3月定例市議会に米子市介護保険条例改正が提起できなかったため、2019年度の介護保険料額の変更につきましては、政令公布後に専決処分にて条例を改正する予定でございます。また、今回の政令改正は2019年度分のみでありまして、2020年度以降につきましては、来年度また改めて政令が改正される予定でございます。

改正内容でございますが、初めに、現行の保険料の段階区分につきまして、資料の裏面をごらんいただけますでしょうか。現在、米子市におきましては、所得状況に応じまして15段階に分かれております。今回は政令で定められました軽減幅と同じ率を米子市で相当いたします段階の市民税課税世帯である第1段階から第4段階までの65歳以上の被保険者の方に適用しようとするものでございます。

その政令で今回定める予定の軽減幅でございますが、恐れ入ります、今度はまた資料の表のほうにお戻りいただけますでしょうか。中ほどにあります国の標準段階と記載をさせていただいた欄でございますが、国の示す標準モデルでは9段階になっておりますが、それぞれに引き上げ率が予定されております。国の第1段階は米子市の第1段階、第2段階に相当いたしますが、こちらが基準額に対する割合が0.075引き下げ、そして、以下、国の第2段階、これは米子市の第3段階に相当いたしますが、0.125引き下げ、そして、国の第3段階、これは市の第4段階に相当いたしますが、0.025引き下げとなります。

なお、2019年度の引き下げ幅でございますが、年度途中の2019年10月からの消費税等引き上げによる財源確保のため、2019年度は、2020年度以降の完全実施時と比較いたしますと、半分の水準で設定をされております。

米子市での改正後の具体的基準額に対する割合、保険料についてでございますが、表の米子市の介護保険料というところに記載をさせていただいております。それぞれの段階で政令と同じ割合を引き下げた結果、第1段階、第2段階の方につきましては、現行保険料3万1,100円でありましたのが2万5,300円となり、5,800円の引き下げとなります。以下、第3段階の方については、保険料が4万6,700円から3万7,000円となり、9,700円の引き下げ、第4段階の方については、保険料が5万4,500円から5万2,500円となり、2,000円の引き下げとなります。また、2020年度におけます負担割合、介護保険料は、2020年度の欄に載せさせていただいてる内容となる予定でございます。今回の軽減の該当者数ですが、資料に記載のとおりでございますが、こ

これは65歳以上の被保険者全体の約34%の方に該当する数でございます。

なお、市民の皆様には、米子市のホームページまたは6月に発行予定の広報よなご介護保険特集号、そして、7月初旬に送付をいたします予定の被保険者への2019年度介護保険料決定通知書に内容を記載をし、周知を図る予定でございます。以上です。

**○西川委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○西川委員長** よろしいですか、なしで。

〔「はい」と声あり〕

次に、すみれ保育園閉園に係る経過報告について、当局の説明を求めます。

湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** そうしますと、子育て支援課から、すみれ保育園閉園に係る経過について御報告いたします。

資料の2をごらんください。平成30年12月17日開催の当市民福祉委員会におきまして、平成31年度末ですみれ保育園を閉園することにつきまして報告させていただきましたが、その後の経過について、次のとおり報告させていただきます。

まず、来年度、平成31年度のですみれ保育園の体制でございます。在籍児童数は、5歳児3名、職員体制のほうは、園長が1名、保育士が3名としております。

31年度中の対応につきましては、2に記載しておりますとおり、(1)、台風・集中豪雨等の状況を迅速に把握し、避難等、安全に資する体制の構築に努めたいと考えております。(2)、他の公立保育所との連携強化を図ってまいります。(3)、保護者との連絡を密に行って、園の運営をしております。(4)、在園児が全て年長児でありますことから、この1年は特に就学に向けての大事な時期でございます。この年齢での育ちが保障されますように、定期的にほかの園との合同保育等を実施してまいりたいと思っております。

なお、この保育内容につきましては、3名の園児の保護者の方に重要事項説明ということで事前に御説明を差し上げまして、御同意をいただいております。

説明は以上でございます。

**○西川委員長** 説明は終わりました。

委員の皆さんからの御質疑、御意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** 12月のときの報告では、在籍児童数が5名とかつていう数字が出ていたと思うのですが、それが最終的に3名になったということで、その経緯と、それから、改めて聞きますけど、3名はすみれ保育園で残るという理由を説明をお願いしますか。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 12月開催の委員会では、5名が31年度在園される予定であるということをお話ししておりましたが、その後、保護者の方の御希望により、2名の方が4月からはほかの園に転園したいという御希望を出されまして、それに応じさせていただいて、最終的に3名の方が残られるということになりました。

この3名の方につきましては、やはりすみれ保育園の近隣にお住まいの方ということもありまして、年長児さんでもありますし、ここで卒園したいということ強く御希望され

ておりまして、最終的にこの方々を31年度、お預かりするということでございます。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 もう一つ、園児が3人で人員体制が園長1人、保育士3人、この、よく配置基準とかって言われるんですけど、園児3人に対して保育士が3人になる理由というか、考え方というか、それも説明してください。

○西川委員長 長尾子育て支援課課長補佐。

○長尾子育て支援課課長補佐 保育施設のほうは月曜日から土曜日までの1日11時間、週66時間の開所を基本としております。1日の1人の保育士の勤務時間数は8時間ですので、11時間開所をしようとする、どうしても4名の体制ということになります。配置基準上、必ず4名の保育士を配置するというようにしておりますので、この体制で運営を行いたいと考えております。

○西川委員長 よろしいですか。

ほかはありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 では、次に、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について、当局の説明を求めます。

大橋福祉保健部次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定状況について、御報告を申し上げたいと思います。

この計画は、30年度と31年度の2カ年を使って計画改定をしようとするということで、一度予算のときに御説明しましたけれども、30年度は7月に策定委員会を開催して以来、3回の委員会を開くなどいろんなことをやってきておりますので、中間の報告をさせていただきたいと思います。

資料に沿って説明いたしますと、まず、計画策定の背景というところですけども、社会状況が変わってまいりまして、社会的な孤立の問題などがあります。親族の縮小や地域のつながりの弱まりによって、本当に孤立している人々がふえているという実感が福祉保健部にもありますし、これは日々、市民のために働いていらっしゃる議員の皆さんも同じではないかと思っています。

そういう社会状況の中で、国のほうでも同じことに気づいたようでして、社会福祉法というものが改正されまして、地域の中で支えをやっていく必要があるのだという改正が行われました。それが地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」という内容を持ったものでございまして、今般の計画変更も、我が市の計画改定も、この社会福祉法の改正を直接のきっかけとして改定に及ぼうとするものでございます。現在、平成18年度から引き継ぎながら、3期でしたか、4期でしたかの計画を持ってるんですけども、内容的に不十分な部分のところがあるということで前倒しで改定をする、そういうことでございます。

2番目の新計画の策定方針ということでございますが、おおむね2つの内容から成っております。1つ目の白丸、2番の(1)、福祉の各分野における共通的な事項を定める。もう一つは、住民の身近な圏域において課題の解決だとか市民社会の安心を確保する体制を整えるなど、こういう2つの内容から成っております。これも、いずれも社会福祉法の改正によって市町村に対して義務づけられた内容となっております。

ちょっと解説いたしておきますと、例示なんですけども、福祉の各分野における共通的な事項と申しますとなかなか直観できないんですけども、例えば職員の教育研修体系であるとか、あるいは人材育成であるとか、またはNPOやボランティアの活用の仕方など、例えば障がいサービスでも高齢者サービスでも、そのようなことをいろいろ推奨されているわけではありますが、そういった共通的なことをここに定めていって、各セクションがそれを参照にしたらと、こういうことでございます。

2番目の丸のほうが実は今回の計画の目玉となっているところで、人々の生活の支援をするという内容を3つ掲げております。地域の生活課題の解決に向けて、地域で支え合いをつくるんだと、そういうことを言っております。米子市としては、地域の支え合いをどのように仕組み化をするかということが私たちの任務になっておりますので、その内容が計画に書かれるということになります。先ほどの予算審議の中でありましたモデル事業、地域力強化事業も、この文脈の中で考えていただければと思います。

もう1点目が、いろいろな相談を受けとめて解決に向けた支援をするのだと、包括的な相談体制を地域でつくるのだというのは、先ほど伊藤委員のほうからもおっしゃった、窓口なんかでただ単にお金を払うとか、そういう手続だけじゃなくて、人に寄り添っていくのだと、そういうことを地域の中でやっていったらどうか、顔の見える関係の中でやっていったらどうかという政策のことでございます。

3番目の点は、これは専門家です。プロフェッショナルのケアマネジャーだとかドクターだとかケアワーカーだとかがある人の支援をする際に、しっかり連携してやりましょうと。今でも連携はしてるようなんだけど、どうも十分でないよだから、それはしっかり連携できる仕組みを米子市役所が用意しましょうと、こういうことでございます。これも、どうしてそういうことをするかといいますと、先ほど申し上げて、伊藤委員の答弁にあったところなんですけれども、いろいろな生活上の困難に直面したことを全て行政経費で賄うということになりますと、本当に右肩上がりで社会保障費が増額になってまいります。それは恐らく持続可能性が非常に低いことになりますので、地域の中で支え合うことによって、多少なりともそういうことが緩和できる、それがよいことではないかということが背景が1点と、やはり人間の本質として、人々が支え合う社会のほうは道徳的によいのではないかということから、こういうことが構成されているというふうに理解をいただきたいと思っております。米子市役所はお金がないから市民に丸投げするのということでは決してないということだけでは、ぜひとも御理解を賜りたいと思っております。

計画期間でございますけども、現行の計画がまだ動いておりますが、新しい計画を31年度中に策定いたしまして、32年度から計画の実践に入りたいと思っております。

裏面に参ります。今回のタイトルにも地域福祉計画・地域福祉活動計画という、少し見たことのない文字が並んでおりますけれども、地域福祉計画は市町村、米子市が策定するものとして、地域福祉活動計画は社会福祉協議会が作成するものとして、従来別々の取り組みとしてやっておりました。ですけれども、今般の法改正に伴って、本当に地域の力をつけていくんだ、地域で皆さん方の熱心な活動を支えていくのだということで、地域福祉を実践されている社会福祉協議会と、それから政策立案責任者である米子市とが共同作業をしようということで、一体として改定をするという形となっております。したがって、地域福祉計画と地域福祉活動計画をドットで結ぶということになっておりますので、

御理解を賜りたいと思います。

策定スケジュールを別紙のとおりという形でお出しをしています。済みません、資料の訂正をお願いできますでしょうか。スケジュールの中の策定委員会について、平成31年が第8回が2度ありますけれども、1月の部分を第9回、3月を第10回に訂正をお願いしたいと思います。おわびして訂正をお願いいたします。

策定スケジュールの中心となるところは、一番初めに書いております、策定委員会が中心的な任務を担う、そこに出すたたき台、素案の素案というものを検討する場所として庁内検討会議を設けております。これは本会議でも総合政策部が答弁しましたように、地域福祉実践、地域力の強化というのが恐らく福祉保健部にとどまらず、全庁的な事柄に関係するのだということから、庁内検討会議を設けてやっております。これは実務担当者レベルで組んで仕事をしております。それを委員会の前に開いてやるという仕組みとしております。策定委員会は、本年度が4回、来年度が6回を予定をしています。もちろん審議のぐあいですが、集中審議の必要などがありましたら、この2カ月に一回のペースを1カ月に変えることもあるというふうには考えております。

3段目にある社会福祉審議会でございますけれども、米子市の福祉保健部所管諸計画については、社会福祉審議会のほうで相談をいただくということにしておりまして、この地域福祉計画も同じように、社会福祉審議会のほうで最終的な相談的審議、助言をいただくという設計としております。特徴的なこととして、市民ワークショップ以下、いろいろあります。米子市役所だけが舞い上がって計画をつくってみても、実際に協力していただくのは市民の皆様方ですから、市民社会への浸透を図るというたてつけをしております。

最後の段のシンポジウム、平成31年の10月27日のシンポジウムを一つの頂点、ピークとして、それに向けてヒアリングを行ったり広報を行ったりしながら、市民社会への関心と盛り上がりを目指すところという設計としております。これで、おおむね来年の、平成31年度の3月に完了するというスケジュールとしております。もちろん、この過程の中で策定委員会でいろいろ議論が出ることがありますので、私のほうとしても、本委員会のほうに適宜報告をしながら、議員の皆さん方とも意見交換をしてみたいと思っておりますので、どうぞ協力のほうをよろしくをお願いをしたいと思います。

最後に、4番として、これまでのやってきたことの経過を載せております。先ほど説明したこともあります。4番、5番について少し補足しておきます。(4)、活動者のアンケートと地域懇談会、実はこれ、セットで行っておりまして、全地区に対して、地域福祉の実践者の皆さんに今どう感じる感じをお持ちですかというアンケートをした上で、各地域にヒアリングに入っております。それぞれその地域の人にいろいろ来ていただいて、ワークショップ方式でいろんな意見を採取をしている、そういう状況でございます。

感想を申し上げますと、地域に出ますと、やはり熱心な方が非常に多くございます。したがって、私たちとしては、この地域福祉計画をそういう人たちの熱意に応えられるような十分なものに練り上げていきたいというふうに思っております。

以上、簡単ですが、経過について御説明申し上げます。

**○西川委員長** 説明は終わりました。

皆さんからの質疑、御意見、ありませんか。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

よろしいということで、市民福祉委員会の議題は全て終わりました。

○**土光委員** 済みません、閉会じゃなくて、退出してもらってもいいですけど、報告を求める理由を協議する場を持っていただけませんか。

○**西川委員長** この案件ではなくて、全く。

○**土光委員** 産業廃棄物処分場について、当局に私、報告を求めたんですけど、それは議会が決めることだと、副市長が言われたので、そのことを議会、委員会で……。

○**西川委員長** じゃあ、それは後で、執行部がいなくなってから協議しましょうか。

○**土光委員** はい。

○**西川委員長** では、市民福祉委員会を暫時休憩します。

**午後 3 時 5 3 分 休憩**

**午後 4 時 0 0 分 再開**

○**西川委員長** 市民福祉委員会を再開します。この委員会として、土光さんの御意見を。  
(「御意見だ。」と尾沢委員)

○**土光委員** 提案というか、お願いということで、2点あるんです。

1つは、きょうやりとりした一般廃棄物処分場に関して、それこそ元社長があそこに不適切物を埋めてるといふ、みずから言っただけ、それが発端なんですけど、そのことをやっぱり地元住民といふか、実際どうなってるんだと、はっきり事実関係もわからないし、不安に思ってます。私自身も、もともとあれは西部広域が管轄なので、その辺でやるもんだといふか、米子市は直接関与はしてないものだと思ってたんですけど、かつて淀江町が、だから、今の米子市が、西部広域と環境プラントに関して、そういったことがあれば、指示したり報告を求めたり立入調査もするという、そういう権限があるという協定書があるんです。だから、米子市もそういった意味では、これはある意味で当事者だと思うんで、そういった問題は、やっぱり米子市は市民にといふか議会にきちんと報告をすべきだと私は思うので、だから、そういった意味で、当局に委員会に報告を求めたけど、副市長は議会が決めることだと言ったので、委員会として報告を求めるということをぜひお願いをしたいというふうに思ってます。

というのは、これ、多分皆さんにも配られたと思うんですけど、地元住民、地元の自治会が議長宛てに、このことをちゃんと調査してくださいというお願いを出してます。地元住民もやっぱりこのことがまだまだはっきりしなくて、きちんと知りたいといふか、米子市に対してもそういった要望書も出てるので、私は、議会はちゃんとそれに答えるべきだといふふうに思いますので、ぜひ報告を求める、まずといふか、事実関係を含めた報告を求めるということを委員会として決めてほしいというふうに思っていますので、どうでしょうか、ぜひ同意いただきたいと思います。

○**西川委員長** 又野委員。

○**又野委員** 済みません、平成元年のときに一応対応はしていたっていうのは、住民の方々には医療廃棄物が埋まっているっていうことを知らせて対応したわけではなくって、周辺のですね。結局、捨て方を改善するっていうふうなお知らせを医師会だとか、分別ちゃんしますっていうふうなお知らせしかなかったの、実際に本当に埋められていたのかっていう対応はそのときなかったと思うんですよね。そういうふうに考えると、今回、平成20年の会議のときに医療廃棄物等が埋められているっていうのがわかって、一部の

抗議した住民の方々は知っておられたかもしれないですけども、当時から。それ以外の周辺の方々っていうのは知らなかったんじゃないかなと思うんですよね。知らなかった住民の方々が今本当に心配しとられる状況なので、やはり米子市の区域内にある問題なので、米子市としてもやっぱり、私としても調べていただきたいっていうのがあるので、ぜひとも土光さんの言われるのをさせていただきたいなと思います。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 私が今言ってるのは、米子市に調べてほしいということをここで決めてほしいじゃなくて、そういった経緯をまずきちんと報告してほしい。それによって対応はいろいろあると思うけど、私が今言ってるのは、米子市に調査してほしいということを委員会で、要するにしてほしいということではなくて、ちゃんと報告というのは、県は西部広域とか環境プラントに立入調査とか、そういった報告書を出してるんです。そのやりとりは西部広域では一応文書も説明されてるけど、米子市議会には全くそういった説明ないんですよ、これは関係ないみたいな感じで。だから、米子市がそういった今までの県と環境プラント、県と西部広域のやりとりで、それを、中身を見てそれでオーケーだと思ってるんだったら、そういうことをきちっと報告してほしいわけです。

○尾沢委員 ちょっと持ち帰らせてください。持ち帰ります。

○又野委員 済みません、確認ですけれども、米子市がどう思っているのかっていう報告。

○西川委員長 違う違う。

土光委員。

○土光委員 つまり、とにかく米子市は、この問題について当事者なんです、協定書があるから。米子市がそういう責任と権限があるんです。だから、いろんな状況を見て、今なされているのは、県が立入調査して、それに対して、県に報告書を上げてる。それらの様子を見て、ある意味で当事者である米子市もそういうやりとりで、この問題は十分、県が最終的な判断してるんですけど、その判断も妥当なものとして思うんだったら、それはそれでそういう、米子市もこういう事実があって、こういう経過があって、妥当なものであるという報告をすればいいわけで、とにかくそういった一切報告がないので、それをして……。

(「ちょっと待ってよ。委員長。」と戸田委員)

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 事務局長さん、委員会でこういうふうな今の予算審議の中で、当局とのやりとりの中で副市長の答弁を受けて、その手続としては、委員会が受けて、それをどげなふうにするだかいな、その辺のところをはっきりしとかんと。

○西川委員長 はい。

○先灘事務局長 委員会の調査の権限といいますか、所管事務調査をするというところがあります。それがこの市民福祉委員会の所管事務に該当するようでしたら、それについて皆さんで協議していただきまして、委員会としてのお考えを決めていただきまして、説明を求めるかどうか、それによっていろいろ委員会で協議をするという流れになると。ただ報告を受けるだけではなくて、今後、そういうことで所管事務調査として調査するといいますか、そういうところまで結局なっていく、報告を受けるだけではとどまらなくなりますので、そういうものも含めて、今回は報告を求めるというところの御判断ですが、委員



会として所管事務調査という部分がありますので、そこで今していただいているというお考えで進めていただきたいと思います。

**○戸田委員** いや、私が思うのは、広域行政の負担金は企画調整費で、総合政策部だがん。だけん、ここの市民福祉委員会の中の何に該当するだかいなって、私は思っ取るだがん。そこのところだがん。予算上の所管事務。

**○西川委員長** どうぞ、事務局長。

**○先灘事務局長** 市民福祉委員会の所管が市民生活部で、市民生活部の、これは多分、環境政策課ということになるんでしょうか、窓口としては環境政策課になるんでしょうか、そこの部分の事務としてお考えでしたら該当するんじゃないかと思います。

(「なるほど。」と戸田委員)

負担金だけですと、負担金は総合政策部ですけど、これはいろんなものを集約した上で、予算上のものを出す、個別のものはそれぞれが担当部署がありますので、そこが市民福祉委員会の所管になるかどうか。土光委員は多分、環境政策課が所管だからという部分でここで御発言されてるのではないかと思いますけども、そこらはいかがでしょうか。

**○西川委員長** 土光委員。

**○土光委員** そうです。それは理由があって、例えば予算総括でこういったことを、負担金について質問するときに、何だっけ。

(「本会議でしなった…」と戸田委員)

違う違う、聞き取りの前。

(「通告ですか。」と又野委員)

質問通告。そうしたら、総合政策部が出てきたんですよ。こうこうこういう理由だと言ったら、市民生活部が出てきて、実際の予算総括質問でも市民生活部長が答えてるので、所管は間違いなと思います。

**○前原委員** でも、またがってるような気がするけどね。

**○土光委員** いいですか。

**○西川委員長** 土光委員。

**○土光委員** 負担金、これも予算総括で確認したんですけど、例えばこういう権限があって立入調査する予算措置は、負担金からではないと明確に言わなかったんだけど、負担金はそういうことは想定してないみたいな答弁もあったので、だから、市民生活部だと思います。

**○戸田委員** 私の見解言うとな、両方またがる。排出者責任という考え方からいけば市民生活部、だけど、広域行政の共同処理場負担金の共同処理事務の総括の考えなら総合政策部の話。

**○土光委員** ちょっとそこは、それ以上、私もわからない、そこまで。

**○戸田委員** 持ち帰って相談しましよいや。それで、最終的には賛否をとるの。

**○先灘事務局長** 委員会でするかどうかは、基本的には過半数で決定するという、最終的にはそうなります。

**○戸田委員** 委員会だね。

**○先灘事務局長** はい。

**○前原委員** 私は、委員会じゃなくて、議長に出されればいいんじゃないかなと思うんで

すけど。議会に諮ると。議会に諮ればいいじゃないですか。

**○戸田委員** いや、だけん、委員会に諮って、委員会でまた委員長報告するだろうけん、それで最終にどうするかだがん。だけど、どげな形になるの、こういう意見があった、委員長報告するわけ。

**○先灘事務局長** それは議題に供した案件ではございません。所管事務調査で必要があれば、本会議でっていうのはこれは可能ですけども、そこまでこれまでやったことはございませんので。

(「委員会でしょう。」と戸田委員)

ええ。あくまでも、ここは委員会の所管事務調査ということで説明を求めて、調査するかどうかというところを決めていただくという流れになると思います。

**○西川委員長** わかりました。ほんなら、皆さん、持ち帰りということで。

**○土光委員** 2つあるけど、2つ目も言わせてください。今のこれは持ち帰りということで、ぜひよろしくをお願いします。

それから、もう一つ、委員会として当局に報告を求めたいと思う案件があって、それは、産廃処分場計画に関していろいろ進んでます。必ず担当課はそういうことを確認しに現場に出向いてます。だから、その辺の状況をやっぱり当委員会に報告をしてもらうべきだと私は思うので、その辺のことも報告を求めるといって考えていただきたいと思うんですけど。

**○伊藤委員** 土光委員に。そういうふうな議題に供してもらいたいということだったら、できれば文書を書いていただいて、ちょっと会派に持ち帰りますんで、この部分で、何か。

(「又聞きになると、間違ってしまう。」と又野委員)

又聞きになると、やっぱり。そういうふうにしていきたいなと思います。

**○土光委員** わかりました。じゃあ、今の2点、もう一回文書でまとめて出します。

**○戸田委員** 本会議場では物足りない。

**○土光委員** はい。

**○西川委員長** 以上で、市民福祉委員会を閉会します。御苦労さんでした。

**午後4時12分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

市民福祉委員長 西川章三